

2024.11.14

インデックスファンドTSP

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「インデックスファンドTSP」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月13日に関東財務局長に提出しており、2024年11月14日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年11月13日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

一 目 次 一

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	29
第3【ファンドの経理状況】	34
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部【委託会社等の情報】	118
約款	160

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

インデックスファンドT S P（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年11月14日から2025年5月12日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
		株 式	
単位型投信	国 内	債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		T O P I X (東証 株価指数) 配当込 み
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

1 TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。

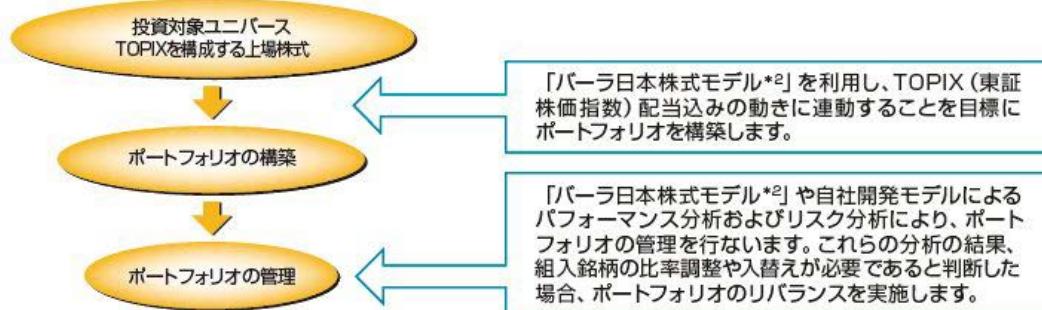
- ・主として、「インデックス マザーファンド TOPIX」への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場されている株式^{*1}に投資を行ない、TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
- * 1 TOPIX(東証株価指数)を構成する上場株式となります。
- ・中長期にわたって保有することで、日本経済の成長を享受することが期待できます。

・TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指標採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指標化したものです。

2 株式の実質組入比率は高位を保ちます。

株式組入比率(マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。)は、原則として高位を維持します。したがって、基準価額は大きく変動することがあります。

<「インデックス マザーファンド TOPIX」の運用プロセス>



*2 市場の動きや株価指標、ポートフォリオ固有の特性などからリスク・リターンの分析や管理、ポートフォリオ構築を行なうツールです。

※上記は、2024年2月末現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

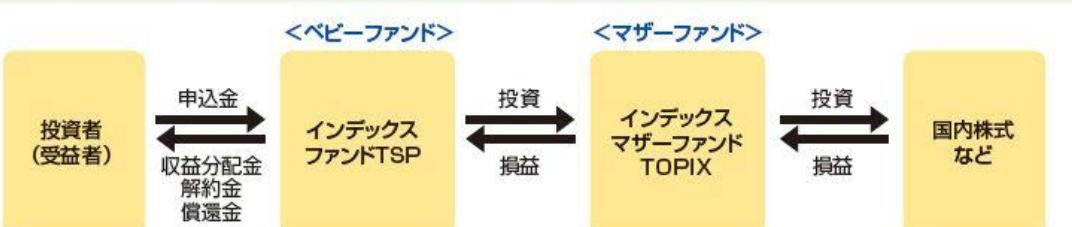
なお、当ファンドの基準価額とTOPIX(東証株価指数)配当込みの動きの乖離は、主として信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴なう影響などにより生じます。

「TOPIX」の著作権などについて

- ・TOPIXの指値値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・JPXは、TOPIXの指値値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指値値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・JPXは、TOPIXの指値値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指値値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・JPXは、TOPIXの指値値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指値値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指値値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限) ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行ないません。

(分配方針) 毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来的分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1986年2月13日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2001年10月26日

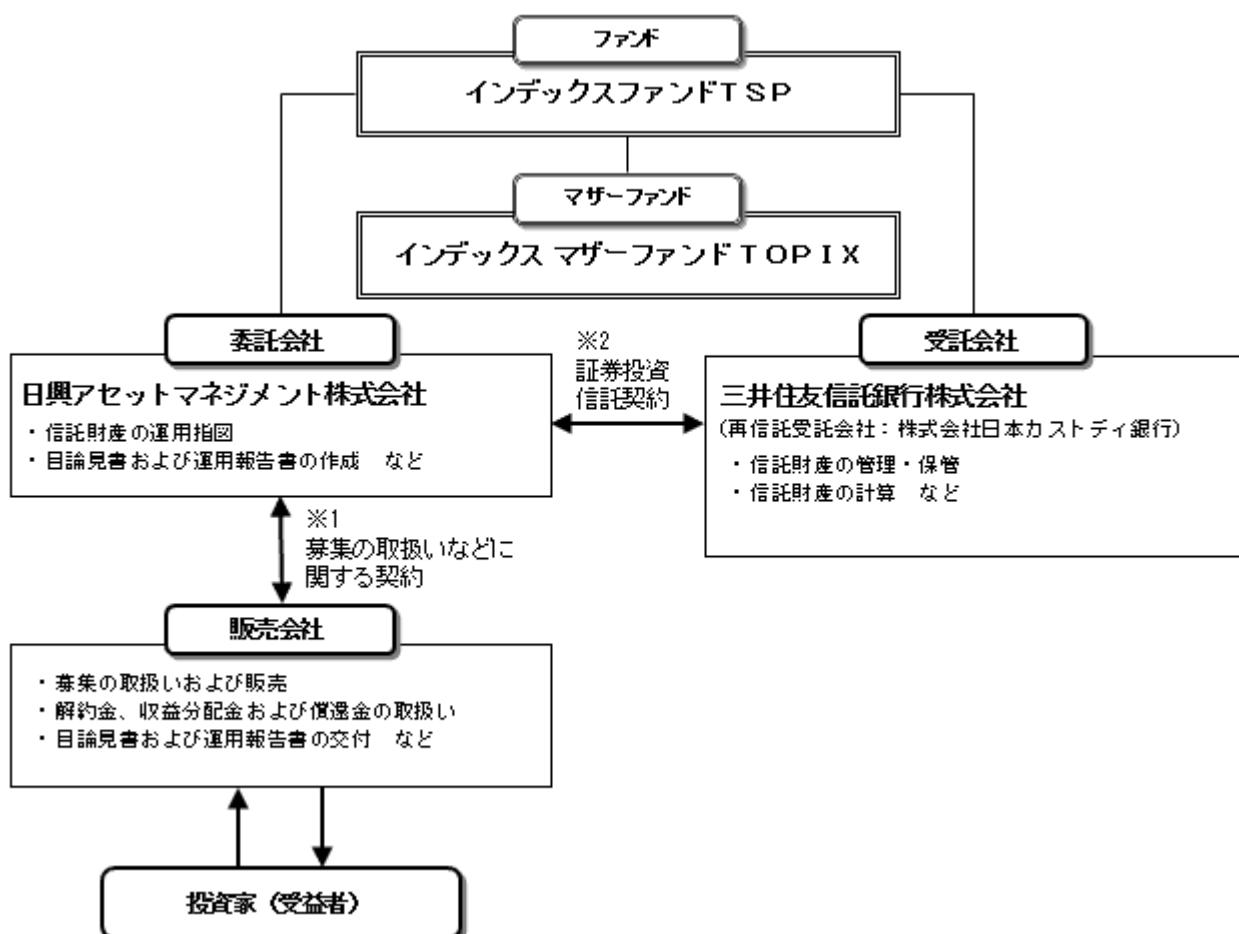
- ・ファミリーファンド方式の導入

2002年11月13日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年8月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・「インデックス マザーファンド T O P I X」受益証券に投資を行なうとともに、わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、T O P I X（東証株価指数）配当込みの動きに連動した投資成果をめざします。
- ・投資成果をT O P I X（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、株式（マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。）への投資にあたっては、「バーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。
 - ①投資対象銘柄の中から、原則として200銘柄以上に分散投資を行ないます。
 - ②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。
 - ③株式の組入比率は、高位を保ちます。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となつたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<インデックスファンドT S P>

「インデックス マザーファンド T O P I X」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条の2および第20条の6に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

- ② 主として「インデックス マザーファンド T O P I X」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)の証券の性質を有するもの
- 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 7) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に表示されるべきもの

- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 有価証券の貸付
 - 5) 資金の借入

<インデックス マザーファンド T O P I X >

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

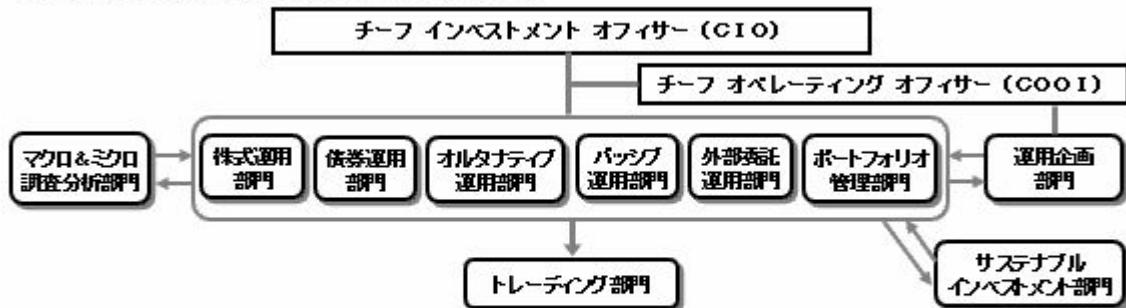
- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
 - 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)の証券の性質を有するもの
 - 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
 - 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 7) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 有価証券の貸付

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <インデックス マザーファンド T O P I X>

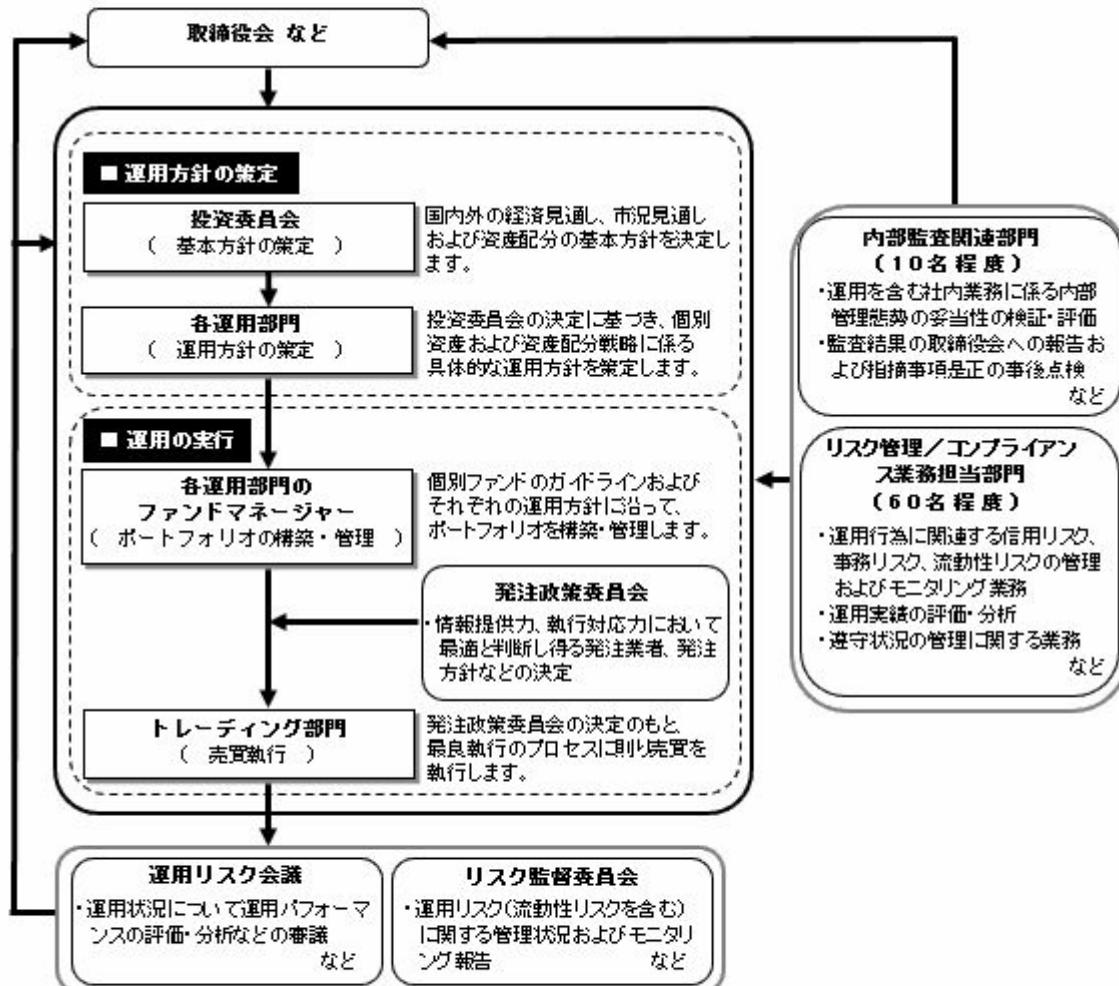
運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、T O P I X（東証株価指数）配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・投資成果をT O P I X（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、「バーラ日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 <ul style="list-style-type: none"> ①投資対象銘柄の中から、原則として 200 銘柄以上に分散投資を行ないます。 ②資金の流出入に伴なう売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行ないます。 ③株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートボーナー、債券等エクスポートボーナーおよびデリバティブ取引等エクスポートボーナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2001 年 10 月 26 日設定）
決算日	毎年 2 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



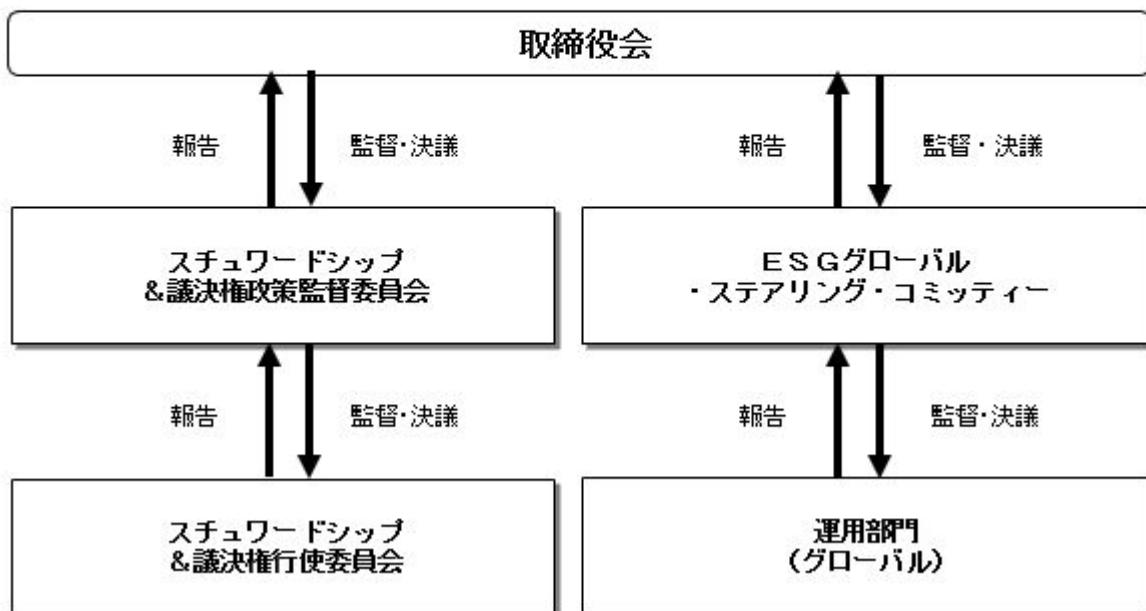
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<インデックスファンドTSP>

1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への投資は行ないません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売り出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項

- 第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 10) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ニ) 解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 11) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- <インデックス マザーファンド TOP IX>
- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ロ) 株式分割により取得する株券
- ハ) 有償増資により取得する株券
- ニ) 売り出しにより取得する株券

- 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なるった受取金利または異なるった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ② 法令による投資制限
- 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価

格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<TOPIX（東証株価指数）配当込みと基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をTOPIX（東証株価指数）配当込みの変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・TOPIX（東証株価指数）の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとTOPIX（東証株価指数）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合には、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することができます。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

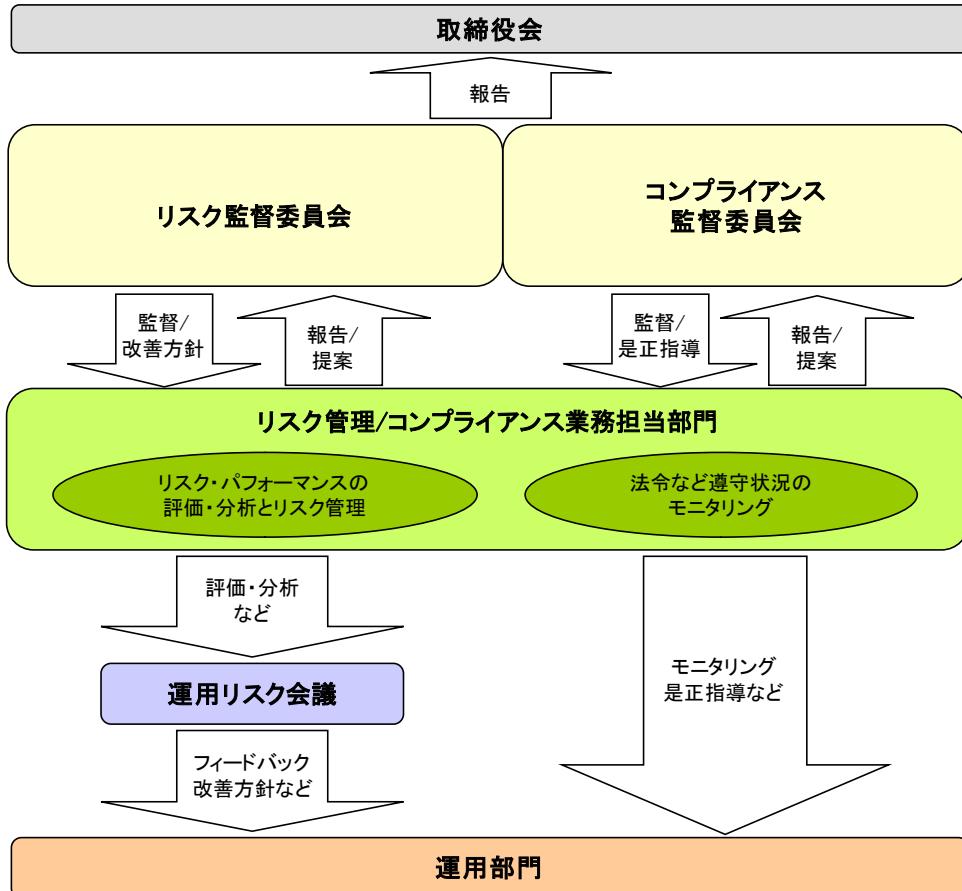
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーションナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.0%	13.7%	20.4%	10.7%	-1.4%	5.1%	6.7%
最大値	41.4%	42.1%	59.8%	62.7%	4.4%	15.3%	21.5%
最小値	-10.9%	-10.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年9月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指標は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指標は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指標は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指標は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指標で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに關し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指標は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指標は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、当指標に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は 2.2%（税抜 2%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1 口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
 - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.572%（税抜 0.52%）以内の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬（有価証券届出書提出日現在）の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000 億円以下の部分	0.52%	0.22%	0.20%	0.10%
1,000 億円超の部分		0.17%	0.25%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

*監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

*確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

*少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

*買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

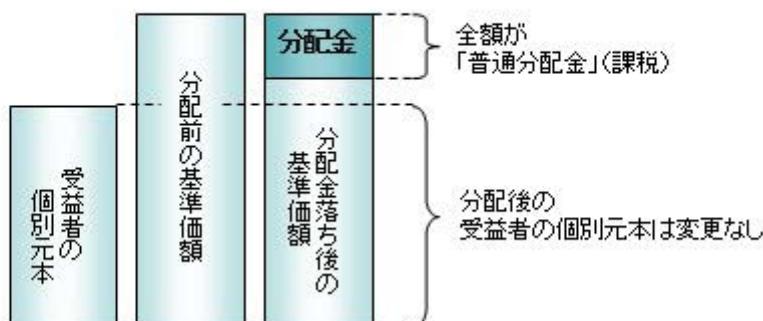
④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際

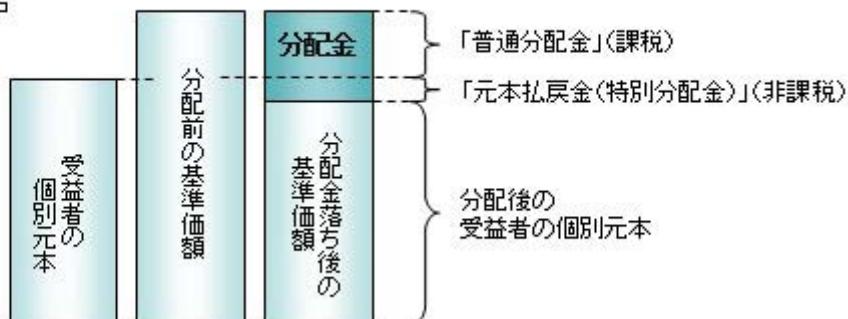
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 11 月 13 日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2023年2月14日～2024年2月13日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.57%	0.57%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【インデックスファンドT S P】

以下の運用状況は 2024 年 8 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	30,659,085,577	98.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	426,151,083	1.37
合計（純資産総額）		31,085,236,660	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	日本	434,480,000	1.40

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド T O P I X	8,032,878,030	3.6363	29,209,954,381	3.8167	30,659,085,577	98.63

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.63
合　　計	98.63

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物 2024年09月	賃建	16	日本円	406,083,800	434,480,000	1.40

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 29 計算期間末 (2015年 2月 12日)	27,404	27,771	0.7464	0.7564
第 30 計算期間末 (2016年 2月 12日)	20,550	20,885	0.6143	0.6243
第 31 計算期間末 (2017年 2月 13日)	24,644	24,951	0.8013	0.8113
第 32 計算期間末 (2018年 2月 13日)	23,554	23,873	0.8864	0.8984
第 33 計算期間末 (2019年 2月 12日)	21,725	22,046	0.8132	0.8252
第 34 計算期間末 (2020年 2月 12日)	21,993	22,338	0.8920	0.9060
第 35 計算期間末 (2021年 2月 12日)	22,391	22,792	1.0041	1.0221
第 36 計算期間末 (2022年 2月 14日)	21,932	22,238	1.0039	1.0179
第 37 計算期間末 (2023年 2月 13日)	22,808	23,251	1.0301	1.0501
第 38 計算期間末 (2024年 2月 13日)	29,205	29,762	1.3614	1.3874
2023年 8月末日	26,661	—	1.2284	—
9月末日	26,909	—	1.2343	—
10月末日	26,186	—	1.1968	—
11月末日	27,337	—	1.2609	—
12月末日	27,083	—	1.2575	—
2024年 1月末日	29,077	—	1.3551	—
2月末日	30,124	—	1.3945	—
3月末日	31,458	—	1.4556	—
4月末日	31,332	—	1.4418	—
5月末日	31,676	—	1.4575	—
6月末日	32,083	—	1.4780	—
7月末日	31,861	—	1.4693	—
8月末日	31,085	—	1.4258	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第 29 期	2014年 2月 13日～2015年 2月 12日	0.0100
第 30 期	2015年 2月 13日～2016年 2月 12日	0.0100
第 31 期	2016年 2月 13日～2017年 2月 13日	0.0100
第 32 期	2017年 2月 14日～2018年 2月 13日	0.0120
第 33 期	2018年 2月 14日～2019年 2月 12日	0.0120
第 34 期	2019年 2月 13日～2020年 2月 12日	0.0140

第35期	2020年2月13日～2021年2月12日	0.0180
第36期	2021年2月13日～2022年2月14日	0.0140
第37期	2022年2月15日～2023年2月13日	0.0200
第38期	2023年2月14日～2024年2月13日	0.0260
当中間期	2024年2月14日～2024年8月13日	—

(3) 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第29期	2014年2月13日～2015年2月12日	20.54
第30期	2015年2月13日～2016年2月12日	△16.36
第31期	2016年2月13日～2017年2月13日	32.07
第32期	2017年2月14日～2018年2月13日	12.12
第33期	2018年2月14日～2019年2月12日	△6.90
第34期	2019年2月13日～2020年2月12日	11.41
第35期	2020年2月13日～2021年2月12日	14.59
第36期	2021年2月13日～2022年2月14日	1.37
第37期	2022年2月15日～2023年2月13日	4.60
第38期	2023年2月14日～2024年2月13日	34.69
当中間期	2024年2月14日～2024年8月13日	△1.40

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第29期	2014年2月13日～2015年2月12日	6,408,687,971	11,137,684,985
第30期	2015年2月13日～2016年2月12日	6,211,940,096	9,472,751,226
第31期	2016年2月13日～2017年2月13日	3,331,269,772	6,027,353,049
第32期	2017年2月14日～2018年2月13日	6,031,038,498	10,213,544,441
第33期	2018年2月14日～2019年2月12日	3,915,213,807	3,773,318,387
第34期	2019年2月13日～2020年2月12日	2,511,981,095	4,570,922,254
第35期	2020年2月13日～2021年2月12日	2,282,429,644	4,640,604,376
第36期	2021年2月13日～2022年2月14日	2,597,004,935	3,047,488,976
第37期	2022年2月15日～2023年2月13日	1,967,192,601	1,673,052,638
第38期	2023年2月14日～2024年2月13日	2,345,566,222	3,035,685,603
当中間期	2024年2月14日～2024年8月13日	1,730,932,546	1,354,916,478

(参考)

インデックス マザーファンド TOPIX

以下の運用状況は 2024 年 8 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	62,692,999,080	99.81
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	119,523,766	0.19
合計(純資産総額)		62,812,522,846	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	賃建	日本	135,775,000	0.22

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	872,800	3,445.98	3,007,656,415	2,759.50	2,408,491,600	3.83
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	115,000	14,681.70	1,688,396,051	14,200.00	1,633,000,000	2.60
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	984,700	1,416.46	1,394,797,440	1,528.00	1,504,621,600	2.40
日本	株式	日立製作所	電気機器	398,500	2,496.01	994,661,850	3,572.00	1,423,442,000	2.27
日本	株式	キーエンス	電気機器	16,400	67,032.75	1,099,337,114	69,610.00	1,141,604,000	1.82
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	121,500	6,329.90	769,082,874	9,047.00	1,099,210,500	1.75
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	113,200	7,747.09	876,971,388	9,550.00	1,081,060,000	1.72
日本	株式	三菱商事	卸売業	333,500	2,899.16	966,871,390	3,013.00	1,004,835,500	1.60
日本	株式	信越化学工業	化学	147,500	5,993.66	884,065,453	6,422.00	947,245,000	1.51
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	116,800	6,684.75	780,779,374	7,706.00	900,060,800	1.43
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	34,700	33,713.05	1,169,843,095	25,805.00	895,433,500	1.43
日本	株式	第一三共	医薬品	143,400	4,730.99	678,425,196	6,108.00	875,887,200	1.39
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	157,800	4,310.12	680,138,082	5,506.00	868,846,800	1.38
日本	株式	任天堂	その他製品	103,600	8,693.07	900,602,584	7,902.00	818,647,200	1.30
日本	株式	三井物産	卸売業	260,200	3,075.12	800,147,670	3,123.00	812,604,600	1.29
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,897,800	180.12	882,225,448	155.70	762,587,460	1.21
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	81,200	8,511.15	691,105,600	8,405.00	682,486,000	1.09

日本	株式	HOYA	精密機器	32,300	18,506.27	597,752,655	20,595.00	665,218,500	1.06
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	218,200	2,718.53	593,183,766	3,009.00	656,563,800	1.05
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	145,700	4,343.04	632,781,746	4,333.00	631,318,100	1.01
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	388,900	1,717.23	667,834,410	1,588.00	617,573,200	0.98
日本	株式	KDDI	情報・通信業	121,100	4,540.84	549,895,726	4,911.00	594,722,100	0.95
日本	株式	三菱重工業	機械	290,000	1,073.36	311,275,639	1,942.50	563,325,000	0.90
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	263,200	1,957.02	515,089,232	2,038.00	536,401,600	0.85
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	9,700	40,423.81	392,110,957	46,650.00	452,505,000	0.72
日本	株式	村田製作所	電気機器	146,700	3,025.15	443,789,995	3,033.00	444,941,100	0.71
日本	株式	三菱電機	電気機器	181,600	2,179.53	395,804,194	2,441.00	443,285,600	0.71
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	98,200	4,037.16	396,449,725	4,203.00	412,734,600	0.66
日本	株式	キヤノン	電気機器	81,900	4,124.63	337,807,619	5,017.00	410,892,300	0.65
日本	株式	富士通	電気機器	152,600	2,311.71	352,768,190	2,677.50	408,586,500	0.65

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.29
		建設業	2.14
		食料品	3.15
		繊維製品	0.37
		パルプ・紙	0.15
		化学	5.69
		医薬品	5.09
		石油・石炭製品	0.55
		ゴム製品	0.60
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.86
		非鉄金属	0.77
		金属製品	0.49
		機械	5.35
		電気機器	17.52
		輸送用機器	7.50
		精密機器	2.41
		その他製品	2.46
		電気・ガス業	1.43
陸運業	2.32		
海運業	0.81		
空運業	0.37		
倉庫・運輸関連業	0.14		
情報・通信業	7.45		

卸売業	7.30
小売業	4.29
銀行業	7.56
証券、商品先物取引業	0.87
保険業	3.12
その他金融業	1.21
不動産業	2.03
サービス業	4.77
合 計	99.81

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物 2024年09月	賃建	5	日本円	132,577,750	135,775,000	0.22

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

《参考情報》

運用実績

2024年8月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 14,258円
純資産総額 310.85億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年8月末の基準価額を起点として指指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	設定来累計
140円	180円	140円	200円	260円	5,340円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	100.1%
うち先物	1.6%
CB	0.0%
公社債	0.0%
現金その他	1.6%
外貨建資産	0.0%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位5業種>

順位	業種	比率
1	電気機器	17.6%
2	銀行業	7.6%
3	輸送用機器	7.5%
4	情報・通信業	7.5%
5	卸売業	7.3%

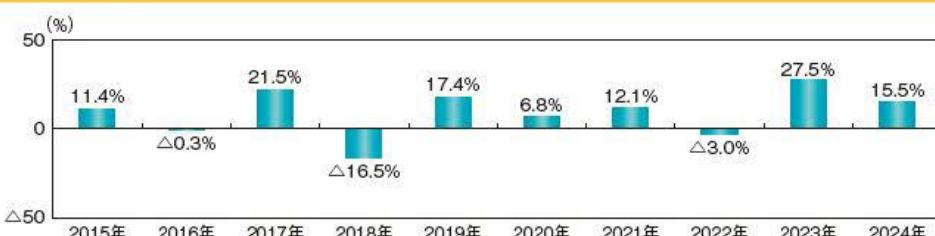
※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:2,052銘柄)

順位	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.83%
2	ソニークループ	電気機器	2.60%
3	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	2.40%
4	日立製作所	電気機器	2.27%
5	キーエンス	電気機器	1.82%
6	リクルートホールディングス	サービス業	1.75%
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.72%
8	三菱商事	卸売業	1.60%
9	信越化学工業	化学	1.51%
10	伊藤忠商事	卸売業	1.43%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2024年は、2024年8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(9) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりで、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められことがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりで、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(6) 買取単位

1口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

3 【資産管理等の概要】

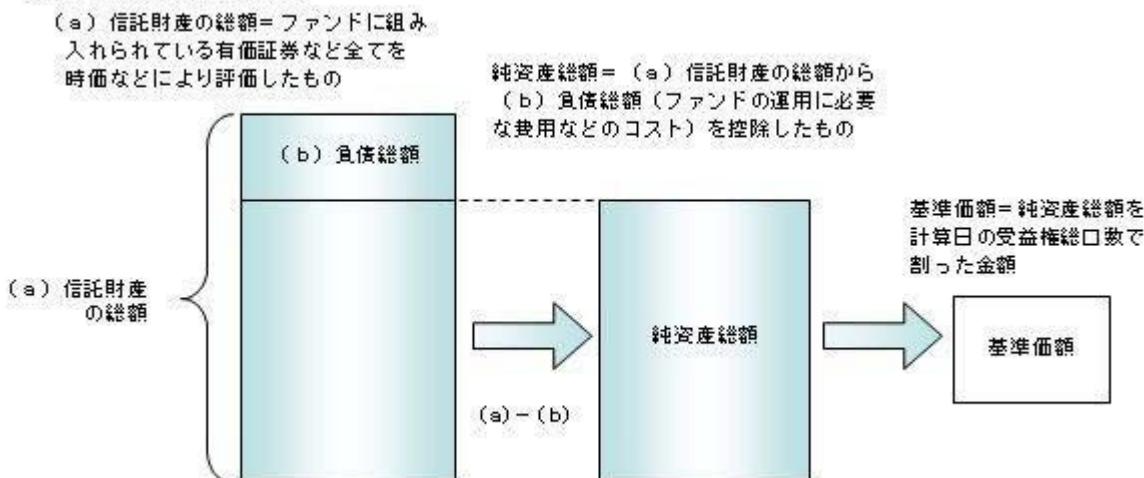
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

　基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

　原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（1986年2月13日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月13日から翌年2月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

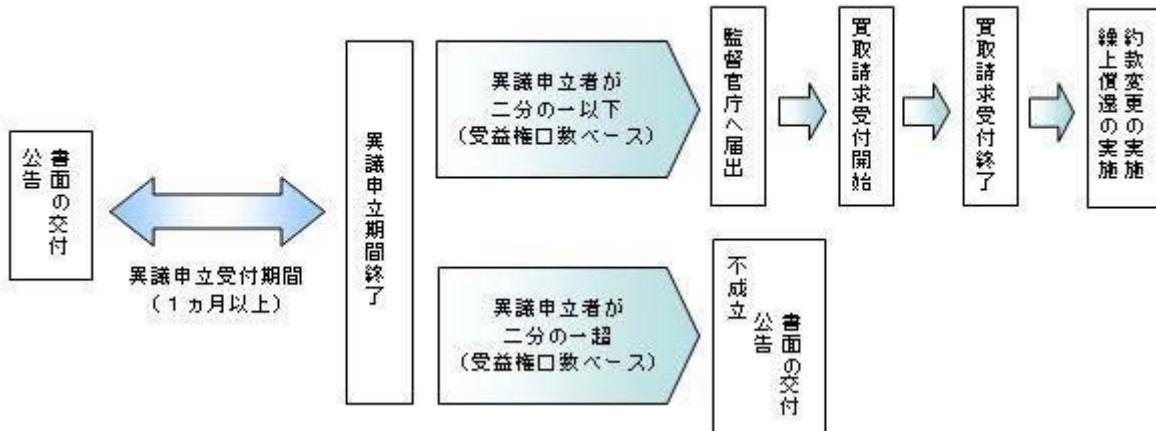
イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) 対象インデックスが改廃の場合

- 二) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立ての結果、信託契約の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- ④ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 カ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から 5 年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期計算期間（2023年2月14日から2024年2月13日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月24日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンドTSPの2023年2月14日から2024年2月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンドTSPの2024年2月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【インデックスファンドT S P】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第37期 2023年2月13日現在	第38期 2024年2月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	610,111,097	661,032,515
親投資信託受益証券	22,690,420,454	29,193,662,318
派生商品評価勘定	1,263,900	17,766,200
未収入金	9,823,400	12,443,400
差入委託証拠金	23,490,000	26,335,336
流動資産合計	<u>23,335,108,851</u>	<u>29,911,239,769</u>
資産合計	23,335,108,851	29,911,239,769
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,416,550	-
前受金	7,070,000	9,345,000
未払収益分配金	442,845,491	557,756,035
未払解約金	9,140,102	60,478,053
未払受託者報酬	12,647,335	15,001,675
未払委託者報酬	53,119,084	63,007,292
未払利息	617	28
その他未払費用	505,836	600,008
流動負債合計	<u>526,745,015</u>	<u>706,188,091</u>
負債合計	526,745,015	706,188,091
純資産の部		
元本等		
元本	22,142,274,575	21,452,155,194
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	666,089,261	7,752,896,484
（分配準備積立金）	5,666,991,996	11,697,488,234
元本等合計	<u>22,808,363,836</u>	<u>29,205,051,678</u>
純資産合計	22,808,363,836	29,205,051,678
負債純資産合計	23,335,108,851	29,911,239,769

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第37期 自 2022年2月15日 至 2023年2月13日	第38期 自 2023年2月14日 至 2024年2月13日
営業収益		
受取利息	340	565
有価証券売買等損益	1,153,960,094	7,856,241,864
派生商品取引等損益	23,867,750	108,516,750
営業収益合計	1,177,828,184	7,964,759,179
営業費用		
支払利息	86,398	96,424
受託者報酬	24,521,331	28,547,156
委託者報酬	102,990,114	119,898,566
その他費用	980,739	1,141,796
営業費用合計	128,578,582	149,683,942
営業利益又は営業損失(△)	1,049,249,602	7,815,075,237
経常利益又は経常損失(△)	1,049,249,602	7,815,075,237
当期純利益又は当期純損失(△)	1,049,249,602	7,815,075,237
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	29,244,622	491,914,475
期首剩余金又は期首次損金(△)	84,498,075	666,089,261
剩余金増加額又は欠損金減少額	10,251,518	428,062,805
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	10,251,518	428,062,805
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,819,821	106,660,309
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	5,819,821	106,660,309
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	442,845,491	557,756,035
期末剩余金又は期末欠損金(△)	666,089,261	7,752,896,484

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月13日から翌年2月12日までとなっています。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2023年2月14日から2024年2月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第37期 2023年2月13日現在	第38期 2024年2月13日現在
1.	期首元本額	21,848,134,612円	22,142,274,575円
	期中追加設定元本額	1,967,192,601円	2,345,566,222円
	期中一部解約元本額	1,673,052,638円	3,035,685,603円
2.	受益権の総数	22,142,274,575口	21,452,155,194口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第37期 自 2022年2月15日 至 2023年2月13日		第38期 自 2023年2月14日 至 2024年2月13日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	518,184,087円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	594,922,101円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	427,858,656円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	6,728,238,661円
C 信託約款に定める収益調整金	13,005,443,474円	C 信託約款に定める収益調整金	13,164,438,609円
D 信託約款に定める分配準備積立金	5,163,794,744円	D 信託約款に定める分配準備積立金	4,932,083,507円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	19,115,280,961円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	25,419,682,878円
F 分配対象収益(1万口当たり)	8,632円	F 分配対象収益(1万口当たり)	11,849円
G 分配金額	442,845,491円	G 分配金額	557,756,035円
H 分配金額(1万口当たり)	200円	H 分配金額(1万口当たり)	260円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

		第37期 自 2022年2月15日 至 2023年2月13日	第38期 自 2023年2月14日 至 2024年2月13日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。		同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動		同左

	性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 37 期 2023 年 2 月 13 日現在	第 38 期 2024 年 2 月 13 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 37 期 (2023 年 2 月 13 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,107,737,305
合計	1,107,737,305

第 38 期 (2024 年 2 月 13 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,281,133,136
合計	7,281,133,136

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第 37 期 (2023 年 2 月 13 日現在)

(単位 : 円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち 1 年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	454,965,000	-	454,825,000 △140,000

合計	454,965,000	—	454,825,000	△140,000
----	-------------	---	-------------	----------

第38期（2024年2月13日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	404,145,000	—	421,920,000	17,775,000
	合計	404,145,000	—	421,920,000	17,775,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第37期 2023年2月13日現在		第38期 2024年2月13日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0301 円 (10,301 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3614 円 (13,614 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	インデックス マザーファンド TOPIX	8,038,345,261	29,193,662,318	
	合計	8,038,345,261	29,193,662,318	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

当ファンドは、「インデックス マザーファンド T O P I X」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックス マザーファンド T O P I X

貸借対照表

(単位：円)

	2023年2月13日現在	2024年2月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,760,477	50,894,632
株式	44,515,646,170	58,975,846,010
派生商品評価勘定	3,526,700	14,051,850
未収配当金	77,749,967	81,773,805
流動資産合計	44,656,683,314	59,122,566,297
資産合計	44,656,683,314	59,122,566,297
負債の部		
流動負債		
前受金	4,010,000	10,104,600
未払解約金	19,369,052	9,628,691
未払利息	60	2
流動負債合計	23,379,112	19,733,293
負債合計	23,379,112	19,733,293
純資産の部		
元本等		
元本	16,646,197,644	16,273,566,271
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	27,987,106,558	42,829,266,733
元本等合計	44,633,304,202	59,102,833,004
純資産合計	44,633,304,202	59,102,833,004
負債純資産合計	44,656,683,314	59,122,566,297

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2023年2月13日現在	2024年2月13日現在
1.	期首	2022年2月15日	2023年2月14日
	期首元本額	16,903,182,316円	16,646,197,644円
	期首からの追加設定元本額	1,933,506,057円	1,633,205,848円
	期首からの一部解約元本額	2,190,490,729円	2,005,837,221円
	元本の内訳 ※		
	インデックスファンドT S P	8,462,469,867円	8,038,345,261円
	財形株投（一般財形30）	11,983,116円	9,649,223円
	財形株投（一般財形50）	35,760,171円	28,312,439円
	財形株投（年金・住宅財形30）	27,623,621円	21,535,781円
	インデックスファンドTOPIX（日本株式）	7,563,354,449円	7,613,676,716円
	TOPIXインデックスファンド（個人型年金向け）	513,442,872円	542,238,844円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）2016-08	19,237,955円	14,943,387円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）2016-11	6,208,760円	－円
	時間分散型バランスファンド（安定指向）2017-02 計	6,116,833円 16,646,197,644円	4,864,620円 16,273,566,271円
2.	受益権の総数	16,646,197,644口	16,273,566,271口
3.	担保資産 デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式		
		523,031,000円	592,426,000円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

		自2022年2月15日 至2023年2月13日	自2023年2月14日 至2024年2月13日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。		同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注		同左

	記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2023年2月13日現在	2024年2月13日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2023年2月13日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,126,274,737
合計	1,126,274,737

(2024年2月13日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	13,955,608,636
合計	13,955,608,636

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年2月13日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	115,120,000	—	118,650,000	3,530,000
	合計	115,120,000	—	118,650,000	3,530,000

(2024年2月13日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	117,795,400	—	131,850,000	14,054,600
	合計	117,795,400	—	131,850,000	14,054,600

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2023年2月13日現在		2024年2月13日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,6813円 (26,813円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,6318円 (36,318円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	800	4,060.00	3,248,000	
ニッスイ	22,300	928.70	20,710,010	
マルハニチロ	3,300	3,017.00	9,956,100	
雪国まいたけ	1,900	941.00	1,787,900	
カネコ種苗	600	1,434.00	860,400	

サカタのタネ	2,500	3,555.00	8,887,500	
ホクト	1,800	1,828.00	3,290,400	
ホクリヨウ	200	1,066.00	213,200	
住石ホールディングス	2,500	2,178.00	5,445,000	
日鉄鉱業	900	4,960.00	4,464,000	
三井松島ホールディングス	1,300	3,015.00	3,919,500	
I N P E X	82,500	2,013.50	166,113,750	
石油資源開発	2,600	5,740.00	14,924,000	
K&Oエナジーグループ	1,000	2,497.00	2,497,000	
ショーボンドホールディングス	3,000	6,209.00	18,627,000	
ミライト・ワン	7,400	1,934.00	14,311,600	
タマホーム	1,400	4,050.00	5,670,000	
サンヨーホームズ	100	755.00	75,500	
日本アクリア	400	1,027.00	410,800	
ファーストコーポレーション	300	790.00	237,000	
ベステラ	300	982.00	294,600	
キャンディル	200	589.00	117,800	
ダイセキ環境ソリューション	200	1,040.00	208,000	
第一カッター興業	700	1,491.00	1,043,700	
安藤・間	12,900	1,200.00	15,480,000	
東急建設	7,000	806.00	5,642,000	
コムシスホールディングス	7,100	3,197.00	22,698,700	
ビーアールホールディングス	3,300	376.00	1,240,800	
高松コンストラクショングループ	1,700	2,755.00	4,683,500	
東建コーポレーション	600	9,620.00	5,772,000	
ソネック	100	939.00	93,900	
ヤマウラ	1,100	1,564.00	1,720,400	
大成建設	14,600	4,876.00	71,189,600	
大林組	55,800	1,395.50	77,868,900	
清水建設	44,300	894.90	39,644,070	
飛島建設	1,600	1,437.00	2,299,200	
長谷工コーポレーション	14,300	1,842.50	26,347,750	
松井建設	1,500	846.00	1,269,000	
錢高組	100	4,130.00	413,000	
鹿島建設	34,600	2,781.00	96,222,600	
不動テトラ	1,100	2,208.00	2,428,800	

大末建設	300	1,638.00	491,400	
鉄建建設	1,100	2,170.00	2,387,000	
西松建設	3,000	4,376.00	13,128,000	
三井住友建設	11,600	401.00	4,651,600	
大豊建設	500	3,355.00	1,677,500	
ナカノフドー建設	500	498.00	249,000	
奥村組	2,500	5,110.00	12,775,000	
東鉄工業	1,900	3,055.00	5,804,500	
イチケン	200	2,481.00	496,200	
富士ピー・エス	300	448.00	134,400	
淺沼組	1,200	4,120.00	4,944,000	
戸田建設	21,100	937.40	19,779,140	
熊谷組	2,600	3,830.00	9,958,000	
北野建設	100	3,065.00	306,500	
植木組	200	1,776.00	355,200	
矢作建設工業	2,100	1,544.00	3,242,400	
日本ハウスホールディングス	3,400	301.00	1,023,400	
新日本建設	2,200	1,247.00	2,743,400	
東亜道路工業	600	6,570.00	3,942,000	
日本道路	1,800	2,021.00	3,637,800	
東亜建設工業	1,200	4,770.00	5,724,000	
日本国土開発	4,500	522.00	2,349,000	
若築建設	600	3,215.00	1,929,000	
東洋建設	3,900	1,266.00	4,937,400	
五洋建設	22,100	761.50	16,829,150	
世紀東急工業	2,000	1,959.00	3,918,000	
福田組	600	5,360.00	3,216,000	
住友林業	13,500	4,271.00	57,658,500	
日本基礎技術	400	492.00	196,800	
巴コー ポレーション	900	622.00	559,800	
大和ハウス工業	43,200	4,362.00	188,438,400	
ライト工業	3,200	1,925.00	6,160,000	
積水ハウス	47,300	3,267.00	154,529,100	
日特建設	1,500	1,151.00	1,726,500	
北陸電気工事	1,100	1,264.00	1,390,400	
ユアテック	3,400	1,335.00	4,539,000	

日本リーテック	1,200	1,299.00	1,558,800	
四電工	700	4,035.00	2,824,500	
中電工	2,400	2,906.00	6,974,400	
関電工	9,800	1,613.00	15,807,400	
きんでん	11,000	2,628.50	28,913,500	
東京エネシス	1,600	1,133.00	1,812,800	
トーエネック	500	5,320.00	2,660,000	
住友電設	1,500	3,095.00	4,642,500	
日本電設工業	2,900	2,086.00	6,049,400	
エクシオグループ	7,600	3,059.00	23,248,400	
新日本空調	1,000	2,790.00	2,790,000	
九電工	3,400	5,524.00	18,781,600	
三機工業	3,400	1,948.00	6,623,200	
日揮ホールディングス	15,400	1,423.50	21,921,900	
中外炉工業	500	2,706.00	1,353,000	
ヤマト	600	974.00	584,400	
太平電業	1,000	4,460.00	4,460,000	
高砂熱学工業	4,200	3,960.00	16,632,000	
三晃金属工業	100	4,960.00	496,000	
朝日工業社	700	3,070.00	2,149,000	
明星工業	3,000	1,153.00	3,459,000	
大氣社	1,800	4,615.00	8,307,000	
ダイダン	2,100	1,767.00	3,710,700	
日比谷総合設備	1,100	2,586.00	2,844,600	
フィル・カンパニー	300	787.00	236,100	
テスホールディングス	3,400	444.00	1,509,600	
インフロニア・ホールディングス	18,000	1,508.50	27,153,000	
東洋エンジニアリング	2,300	841.00	1,934,300	
レイズネクスト	2,300	1,985.00	4,565,500	
ニッパン	4,700	2,286.00	10,744,200	
日清製粉グループ本社	14,500	2,071.50	30,036,750	
日東富士製粉	300	5,370.00	1,611,000	
昭和産業	1,500	3,445.00	5,167,500	
鳥越製粉	600	705.00	423,000	
中部飼料	2,200	1,202.00	2,644,400	
フィード・ワン	2,300	989.00	2,274,700	

東洋精糖	100	2,549.00	254,900	
日本甜菜製糖	900	2,152.00	1,936,800	
DM三井製糖ホールディングス	1,600	3,260.00	5,216,000	
塩水港精糖	900	307.00	276,300	
ウェルネオシュガー	800	2,304.00	1,843,200	
森永製菓	6,700	2,708.50	18,146,950	
中村屋	400	3,135.00	1,254,000	
江崎グリコ	4,500	4,225.00	19,012,500	
名糖産業	600	1,832.00	1,099,200	
井村屋グループ	900	2,466.00	2,219,400	
不二家	1,100	2,451.00	2,696,100	
山崎製パン	10,500	3,470.00	36,435,000	
第一屋製パン	200	762.00	152,400	
モロゾフ	500	4,040.00	2,020,000	
亀田製菓	900	4,470.00	4,023,000	
寿スピリッツ	7,400	1,924.00	14,237,600	
カルビー	7,200	3,089.00	22,240,800	
森永乳業	5,500	3,060.00	16,830,000	
六甲バター	1,100	1,378.00	1,515,800	
ヤクルト本社	22,400	3,062.00	68,588,800	
明治ホールディングス	19,200	3,420.00	65,664,000	
雪印メグミルク	3,800	2,216.00	8,420,800	
プリマハム	2,100	2,280.00	4,788,000	
日本ハム	6,700	5,245.00	35,141,500	
林兼産業	300	595.00	178,500	
丸大食品	1,600	1,639.00	2,622,400	
S F o o d s	1,700	3,300.00	5,610,000	
柿安本店	600	2,607.00	1,564,200	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,400	4,120.00	9,888,000	
サッポロホールディングス	5,200	6,875.00	35,750,000	
アサヒグループホールディングス	36,200	5,634.00	203,950,800	
キリンホールディングス	65,300	2,197.00	143,464,100	
宝ホールディングス	10,700	1,259.00	13,471,300	
オエノンホールディングス	4,700	366.00	1,720,200	
養命酒製造	500	1,877.00	938,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディ	12,300	1,958.00	24,083,400	

シングス				
ライフドリンク カンパニー	200	5,670.00	1,134,000	
サントリー食品インターナショナル	11,000	5,001.00	55,011,000	
ダイドーグループホールディングス	1,800	2,938.00	5,288,400	
伊藤園	5,300	4,198.00	22,249,400	
キーコーヒー	1,800	2,049.00	3,688,200	
ユニカフエ	300	901.00	270,300	
ジャパンフーズ	100	1,386.00	138,600	
日清オイリオグループ	2,200	5,070.00	11,154,000	
不二製油グループ本社	3,600	2,431.00	8,751,600	
かどや製油	100	3,795.00	379,500	
J一オイルミルズ	1,800	1,967.00	3,540,600	
キッコーマン	10,400	9,319.00	96,917,600	
味の素	37,300	5,873.00	219,062,900	
ブルドックソース	800	2,128.00	1,702,400	
キューピー	8,400	2,636.00	22,142,400	
ハウス食品グループ本社	5,400	3,120.00	16,848,000	
カゴメ	6,800	3,585.00	24,378,000	
焼津水産化学工業	300	1,345.00	403,500	
アリアケジャパン	1,600	5,220.00	8,352,000	
ピエトロ	100	1,825.00	182,500	
エバラ食品工業	400	2,925.00	1,170,000	
やまみ	100	3,785.00	378,500	
ニチレイ	7,200	3,694.00	26,596,800	
東洋水産	7,900	7,990.00	63,121,000	
イトンドホールディングス	800	2,142.00	1,713,600	
大冷	100	1,941.00	194,100	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	700	1,178.00	824,600	
日清食品ホールディングス	16,500	4,530.00	74,745,000	
永谷園ホールディングス	800	2,218.00	1,774,400	
一正蒲鉾	300	740.00	222,000	
フジッコ	1,600	1,959.00	3,134,400	
ロック・フィールド	1,900	1,631.00	3,098,900	
日本たばこ産業	95,200	4,028.00	383,465,600	
ケンコーマヨネーズ	1,100	1,854.00	2,039,400	
わらべや日洋ホールディングス	1,100	2,834.00	3,117,400	

なとり	1,000	2,177.00	2,177,000	
イフジ産業	200	1,432.00	286,400	
ファーマフーズ	2,300	971.00	2,233,300	
ユーダレナ	9,700	658.00	6,382,600	
紀文食品	1,400	1,194.00	1,671,600	
ピックルスホールディングス	900	1,295.00	1,165,500	
ミヨシ油脂	300	1,322.00	396,600	
理研ビタミン	1,400	2,368.00	3,315,200	
片倉工業	1,500	1,816.00	2,724,000	
グンゼ	1,100	5,560.00	6,116,000	
東洋紡	6,900	1,087.00	7,500,300	
ユニチカ	5,200	155.00	806,000	
富士紡ホールディングス	700	4,425.00	3,097,500	
倉敷紡績	1,100	3,145.00	3,459,500	
シキボウ	900	1,207.00	1,086,300	
日本毛織	4,100	1,395.00	5,719,500	
ダイトウボウ	1,200	92.00	110,400	
トーア紡コードレーション	300	434.00	130,200	
ダイドーリミテッド	1,000	545.00	545,000	
帝国繊維	1,800	2,170.00	3,906,000	
帝人	15,300	1,253.50	19,178,550	
東レ	106,800	692.30	73,937,640	
住江織物	200	2,383.00	476,600	
日本フエルト	400	435.00	174,000	
日東製綱	100	1,576.00	157,600	
アツギ	500	593.00	296,500	
ダイニック	200	711.00	142,200	
セーレン	3,100	2,429.00	7,529,900	
ソトー	200	697.00	139,400	
東海染工	100	815.00	81,500	
小松マテーレ	2,300	779.00	1,791,700	
ワコールホールディングス	3,300	3,731.00	12,312,300	
ホギメディカル	2,100	3,550.00	7,455,000	
クラウディアホールディングス	200	404.00	80,800	
T S I ホールディングス	5,200	701.00	3,645,200	
マツオカコードレーション	200	1,545.00	309,000	

ワールド	2,300	1,972.00	4,535,600	
三陽商会	600	2,800.00	1,680,000	
ナイガイ	300	259.00	77,700	
オンワードホールディングス	9,400	530.00	4,982,000	
ルックホールディングス	500	2,709.00	1,354,500	
ゴールドワイン	2,800	9,206.00	25,776,800	
デサント	2,800	3,260.00	9,128,000	
キング	300	700.00	210,000	
ヤマトイインターナショナル	600	303.00	181,800	
特種東海製紙	900	3,970.00	3,573,000	
王子ホールディングス	66,400	573.50	38,080,400	
日本製紙	9,000	1,191.00	10,719,000	
三菱製紙	1,000	610.00	610,000	
北越コーポレーション	7,800	1,493.00	11,645,400	
中越パルプ工業	300	1,879.00	563,700	
大王製紙	7,100	1,134.00	8,051,400	
阿波製紙	200	491.00	98,200	
レンゴー	14,500	998.10	14,472,450	
トーモク	900	2,292.00	2,062,800	
ザ・パック	1,200	3,945.00	4,734,000	
北の達人コーポレーション	6,700	221.00	1,480,700	
クラレ	23,200	1,593.50	36,969,200	
旭化成	107,900	1,052.50	113,564,750	
共和レザー	400	820.00	328,000	
巴川コーポレーション	200	832.00	166,400	
レゾナック・ホールディングス	15,400	2,972.00	45,768,800	
住友化学	118,300	303.00	35,844,900	
住友精化	800	5,010.00	4,008,000	
日産化学	7,500	6,202.00	46,515,000	
ラサ工業	600	2,324.00	1,394,400	
クレハ	3,500	2,720.00	9,520,000	
多木化学	600	3,315.00	1,989,000	
ティカ	1,400	1,404.00	1,965,600	
石原産業	2,700	1,545.00	4,171,500	
片倉コーポアグリ	100	1,104.00	110,400	
日本曹達	1,900	5,830.00	11,077,000	

東ソー	21,300	1,919.00	40,874,700	
トクヤマ	5,200	2,353.50	12,238,200	
セントラル硝子	1,700	2,929.00	4,979,300	
東亞合成	7,700	1,548.50	11,923,450	
大阪ソーダ	1,100	11,920.00	13,112,000	
関東電化工業	3,100	965.00	2,991,500	
デンカ	5,800	2,512.00	14,569,600	
信越化学工業	144,600	5,990.00	866,154,000	
日本カーバイド工業	700	1,859.00	1,301,300	
堺化学工業	1,200	1,981.00	2,377,200	
第一稀元素化学工業	1,800	921.00	1,657,800	
エア・ウォーター	15,100	2,200.00	33,220,000	
日本酸素ホールディングス	15,500	4,224.00	65,472,000	
日本化学工業	600	2,190.00	1,314,000	
東邦アセチレン	800	380.00	304,000	
日本パーカライジング	7,100	1,262.00	8,960,200	
高圧ガス工業	2,300	897.00	2,063,100	
四国化成ホールディングス	2,000	1,759.00	3,518,000	
戸田工業	400	1,563.00	625,200	
ステラ ケミファ	900	3,400.00	3,060,000	
保土谷化学工業	500	3,700.00	1,850,000	
日本触媒	2,300	5,547.00	12,758,100	
大日精化工業	1,100	2,735.00	3,008,500	
カネカ	4,100	3,662.00	15,014,200	
三菱瓦斯化学	11,900	2,522.50	30,017,750	
三井化学	13,100	4,022.00	52,688,200	
J S R	17,400	4,010.00	69,774,000	
東京応化工業	7,600	3,669.00	27,884,400	
大阪有機化学工業	1,300	3,075.00	3,997,500	
三菱ケミカルグループ	116,600	855.60	99,762,960	
K H ネオケム	2,400	2,346.00	5,630,400	
ダイセル	20,500	1,430.00	29,315,000	
住友ベークライト	2,200	7,816.00	17,195,200	
積水化学工業	32,000	2,074.50	66,384,000	
日本ゼオン	10,900	1,272.50	13,870,250	
アイカ工業	4,000	3,475.00	13,900,000	

U B E	7, 600	2, 566. 50	19, 505, 400	
積水樹脂	2, 400	2, 559. 00	6, 141, 600	
タキロンシーアイ	4, 100	636. 00	2, 607, 600	
旭有機材	1, 100	3, 920. 00	4, 312, 000	
ニチバン	900	1, 845. 00	1, 660, 500	
リケンテクノス	3, 400	981. 00	3, 335, 400	
大倉工業	700	2, 977. 00	2, 083, 900	
積水化成品工業	2, 300	452. 00	1, 039, 600	
群栄化学工業	400	3, 550. 00	1, 420, 000	
タイガースポリマー	300	957. 00	287, 100	
ミライアル	200	1, 510. 00	302, 000	
ダイキアクシス	300	712. 00	213, 600	
ダイキヨーニシカワ	3, 500	740. 00	2, 590, 000	
竹本容器	200	780. 00	156, 000	
森六ホールディングス	800	2, 827. 00	2, 261, 600	
恵和	1, 200	1, 455. 00	1, 746, 000	
日本化薬	12, 200	1, 286. 00	15, 689, 200	
カーリットホールディングス	1, 700	993. 00	1, 688, 100	
日本精化	1, 100	2, 751. 00	3, 026, 100	
扶桑化学工業	1, 700	4, 625. 00	7, 862, 500	
トリケミカル研究所	1, 900	3, 935. 00	7, 476, 500	
A D E K A	5, 600	2, 967. 00	16, 615, 200	
日油	4, 800	7, 039. 00	33, 787, 200	
新日本理化	1, 000	208. 00	208, 000	
ハリマ化成グループ	1, 000	891. 00	891, 000	
花王	36, 100	5, 678. 00	204, 975, 800	
第一工業製薬	700	3, 150. 00	2, 205, 000	
石原ケミカル	700	1, 926. 00	1, 348, 200	
日華化学	300	914. 00	274, 200	
ニイタカ	200	1, 916. 00	383, 200	
三洋化成工業	1, 000	4, 210. 00	4, 210, 000	
有機合成薬品工業	600	293. 00	175, 800	
大日本塗料	1, 800	1, 077. 00	1, 938, 600	
日本ペイントホールディングス	84, 600	1, 193. 00	100, 927, 800	
関西ペイント	15, 600	2, 370. 50	36, 979, 800	
神東塗料	600	126. 00	75, 600	

中国塗料	3,300	2,025.00	6,682,500	
日本特殊塗料	500	1,402.00	701,000	
藤倉化成	1,900	453.00	860,700	
太陽ホールディングス	2,800	3,100.00	8,680,000	
D I C	6,200	2,884.50	17,883,900	
サカタインクス	3,600	1,471.00	5,295,600	
a r t i e n c e	3,500	2,882.00	10,087,000	
T&K TOKA	1,500	1,407.00	2,110,500	
富士フィルムホールディングス	29,600	9,287.00	274,895,200	
資生堂	33,300	4,272.00	142,257,600	
ライオン	20,900	1,263.50	26,407,150	
高砂香料工業	1,200	3,525.00	4,230,000	
マンダム	3,500	1,315.00	4,602,500	
ミルボン	2,200	3,409.00	7,499,800	
ファンケル	7,000	2,204.50	15,431,500	
コーワー	3,300	9,660.00	31,878,000	
コタ	1,500	1,582.00	2,373,000	
シーボン	100	1,493.00	149,300	
ポーラ・オルビスホールディングス	8,200	1,545.50	12,673,100	
ノエビアホールディングス	1,400	5,200.00	7,280,000	
アジュバンホールディングス	200	935.00	187,000	
新日本製薬	900	1,793.00	1,613,700	
I - n e	300	2,138.00	641,400	
アクシージア	800	856.00	684,800	
エステー	1,200	1,550.00	1,860,000	
アグロ カネショウ	700	1,288.00	901,600	
コニシ	4,600	1,375.00	6,325,000	
長谷川香料	3,000	3,290.00	9,870,000	
小林製薬	4,700	6,086.00	28,604,200	
荒川化学工業	1,400	1,121.00	1,569,400	
メック	1,300	4,340.00	5,642,000	
日本高純度化学	300	2,707.00	812,100	
タカラバイオ	4,300	1,197.00	5,147,100	
J C U	1,800	3,985.00	7,173,000	
新田ゼラチン	500	780.00	390,000	
O A Tアグリオ	500	1,902.00	951,000	

デクセリアルズ	4,000	5,564.00	22,256,000	
アース製薬	1,500	4,595.00	6,892,500	
北興化学工業	1,600	1,072.00	1,715,200	
大成ラミック	500	3,030.00	1,515,000	
クミアイ化学工業	6,400	828.00	5,299,200	
日本農薬	2,900	686.00	1,989,400	
アキレス	1,000	1,496.00	1,496,000	
有沢製作所	2,800	1,149.00	3,217,200	
日東電工	10,300	13,195.00	135,908,500	
レック	2,100	1,057.00	2,219,700	
三光合成	2,000	670.00	1,340,000	
きもと	1,200	210.00	252,000	
藤森工業	1,300	3,990.00	5,187,000	
前澤化成工業	1,000	1,602.00	1,602,000	
未来工業	600	4,850.00	2,910,000	
ウェーブロックホールディングス	300	689.00	206,700	
J S P	1,100	2,213.00	2,434,300	
エフピコ	3,000	2,889.00	8,667,000	
天馬	1,200	2,346.00	2,815,200	
信越ポリマー	3,500	1,630.00	5,705,000	
東リ	1,600	389.00	622,400	
ニフコ	4,800	3,780.00	18,144,000	
バルカー	1,300	4,280.00	5,564,000	
ユニ・チャーム	33,200	5,190.00	172,308,000	
ショーエイコー ポレーション	200	618.00	123,600	
協和キリン	19,300	2,824.50	54,512,850	
武田薬品工業	141,300	4,350.00	614,655,000	
アステラス製薬	140,000	1,655.00	231,700,000	
住友ファーマ	11,900	367.00	4,367,300	
塩野義製薬	20,100	7,226.00	145,242,600	
わかもと製薬	800	210.00	168,000	
日本新薬	4,200	4,943.00	20,760,600	
中外製薬	50,000	5,722.00	286,100,000	
科研製薬	2,700	3,543.00	9,566,100	
エーザイ	19,400	6,686.00	129,708,400	
ロート製薬	15,500	3,120.00	48,360,000	

小野薬品工業	33,900	2,520.00	85,428,000	
久光製薬	3,600	4,152.00	14,947,200	
持田製薬	1,800	3,240.00	5,832,000	
参天製薬	29,100	1,557.00	45,308,700	
扶桑薬品工業	600	2,155.00	1,293,000	
日本ケミファ	100	1,609.00	160,900	
ツムラ	5,000	2,830.50	14,152,500	
キッセイ薬品工業	2,700	3,215.00	8,680,500	
生化学工業	2,700	765.00	2,065,500	
栄研化学	2,900	1,950.00	5,655,000	
鳥居薬品	900	3,975.00	3,577,500	
J C R ファーマ	5,400	988.00	5,335,200	
東和薬品	2,500	2,693.00	6,732,500	
富士製薬工業	1,200	1,705.00	2,046,000	
ゼリア新薬工業	2,200	2,182.00	4,800,400	
そーせいグループ	5,200	1,375.00	7,150,000	
第一三共	139,100	4,707.00	654,743,700	
杏林製薬	3,500	1,780.00	6,230,000	
大幸薬品	3,300	301.00	993,300	
ダイト	1,200	1,992.00	2,390,400	
大塚ホールディングス	33,200	5,359.00	177,918,800	
大正製薬ホールディングス	3,500	8,600.00	30,100,000	
ペプチドリーム	7,700	1,286.50	9,906,050	
セルソース	500	1,283.00	641,500	
あすか製薬ホールディングス	1,600	1,955.00	3,128,000	
サワイグループホールディングス	3,700	5,877.00	21,744,900	
日本コークス工業	16,200	115.00	1,863,000	
ニチレキ	2,100	2,414.00	5,069,400	
ユシロ化学工業	800	2,056.00	1,644,800	
ビーピー・カストロール	300	897.00	269,100	
富士石油	4,700	345.00	1,621,500	
MORESCO	300	1,426.00	427,800	
出光興産	88,600	831.00	73,626,600	
ENEOSホールディングス	252,700	625.30	158,013,310	
コスモエネルギーホールディングス	4,700	6,131.00	28,815,700	
横浜ゴム	8,100	3,635.00	29,443,500	

TOYO TIRE	9,200	2,618.00	24,085,600	
ブリヂストン	46,700	6,487.00	302,942,900	
住友ゴム工業	15,600	1,771.50	27,635,400	
藤倉コンポジット	1,200	1,417.00	1,700,400	
オカモト	800	4,900.00	3,920,000	
フコク	900	1,502.00	1,351,800	
ニッタ	1,600	3,760.00	6,016,000	
住友理工	2,500	1,152.00	2,880,000	
三ツ星ベルト	1,900	4,790.00	9,101,000	
バandoー化学	2,400	1,707.00	4,096,800	
日東紡績	2,000	4,965.00	9,930,000	
A G C	14,200	5,302.00	75,288,400	
日本板硝子	7,600	547.00	4,157,200	
石塚硝子	100	3,575.00	357,500	
日本山村硝子	300	1,500.00	450,000	
日本電気硝子	6,500	3,682.00	23,933,000	
オハラ	800	1,161.00	928,800	
住友大阪セメント	2,700	3,620.00	9,774,000	
太平洋セメント	9,400	3,174.00	29,835,600	
日本ヒューム	1,400	881.00	1,233,400	
日本コンクリート工業	3,100	468.00	1,450,800	
三谷セキサン	700	5,440.00	3,808,000	
アジアパイルホールディングス	2,300	796.00	1,830,800	
東海カーボン	14,700	1,045.50	15,368,850	
日本カーボン	900	5,130.00	4,617,000	
東洋炭素	1,100	5,200.00	5,720,000	
ノリタケカンパニーリミテド	900	8,140.00	7,326,000	
TOTO	10,500	3,734.00	39,207,000	
日本碍子	18,600	1,912.50	35,572,500	
日本特殊陶業	13,400	4,227.00	56,641,800	
ダント一ホールディングス	500	922.00	461,000	
MARUWA	600	32,500.00	19,500,000	
品川リフラクトリーズ	2,000	2,113.00	4,226,000	
黒崎播磨	300	13,780.00	4,134,000	
ヨータイ	1,000	1,488.00	1,488,000	
東京窯業	800	499.00	399,200	

ニッカトー	300	587.00	176,100	
フジミインコーポレーテッド	4,300	3,375.00	14,512,500	
クニミネ工業	200	1,018.00	203,600	
エーアンドエーマテリアル	200	1,329.00	265,800	
ニチアス	4,000	3,620.00	14,480,000	
ニチハ	2,000	3,455.00	6,910,000	
日本製鉄	73,500	3,578.00	262,983,000	
神戸製鋼所	33,000	1,977.00	65,241,000	
合同製鐵	900	5,840.00	5,256,000	
J F E ホールディングス	45,700	2,296.00	104,927,200	
東京製鐵	4,600	1,723.00	7,925,800	
共英製鋼	1,900	2,239.00	4,254,100	
大和工業	3,100	8,431.00	26,136,100	
東京鐵鋼	700	5,290.00	3,703,000	
大阪製鐵	800	2,362.00	1,889,600	
淀川製鋼所	1,900	3,995.00	7,590,500	
中部鋼鉄	1,100	2,493.00	2,742,300	
丸一鋼管	5,000	3,883.00	19,415,000	
モリ工業	300	4,840.00	1,452,000	
大同特殊鋼	10,300	1,672.00	17,221,600	
日本高周波鋼業	300	582.00	174,600	
日本冶金工業	1,200	4,350.00	5,220,000	
山陽特殊製鋼	1,600	2,224.00	3,558,400	
愛知製鋼	900	3,380.00	3,042,000	
日本金属	200	872.00	174,400	
太平洋金属	1,400	1,386.00	1,940,400	
新日本電工	8,200	302.00	2,476,400	
栗本鐵工所	800	3,460.00	2,768,000	
虹技	100	1,500.00	150,000	
日本鑄鉄管	100	1,151.00	115,100	
三菱製鋼	1,200	1,463.00	1,755,600	
日亜鋼業	800	339.00	271,200	
日本精線	300	5,590.00	1,677,000	
エンビプロ・ホールディングス	1,300	532.00	691,600	
シンニッタン	900	270.00	243,000	
新家工業	200	3,425.00	685,000	

大紀アルミニウム工業所	2,100	1,236.00	2,595,600	
日本軽金属ホールディングス	4,800	1,723.00	8,270,400	
三井金属鉱業	4,800	4,509.00	21,643,200	
東邦亜鉛	1,100	1,115.00	1,226,500	
三菱マテリアル	11,700	2,629.50	30,765,150	
住友金属鉱山	19,100	4,078.00	77,889,800	
DOWAホールディングス	4,100	5,515.00	22,611,500	
古河機械金属	2,200	1,773.00	3,900,600	
エス・サイエンス	4,400	24.00	105,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,800	2,777.00	7,775,600	
東邦チタニウム	3,400	1,830.00	6,222,000	
UACJ	2,300	4,190.00	9,637,000	
CKサンエツ	400	3,840.00	1,536,000	
古河電気工業	5,500	2,933.50	16,134,250	
住友電気工業	61,400	2,122.00	130,290,800	
フジクラ	19,400	1,707.00	33,115,800	
SWCC	1,800	3,345.00	6,021,000	
タツタ電線	2,900	691.00	2,003,900	
カナレ電気	100	1,708.00	170,800	
平河ヒューテック	1,100	1,394.00	1,533,400	
リョービ	1,800	2,611.00	4,699,800	
アーレスティ	800	775.00	620,000	
AREホールディングス	6,200	1,940.00	12,028,000	
稻葉製作所	800	1,501.00	1,200,800	
宮地エンジニアリンググループ	800	4,055.00	3,244,000	
トーカロ	4,700	1,580.00	7,426,000	
アルファCo	300	1,541.00	462,300	
SUMCO	29,200	2,309.50	67,437,400	
川田テクノロジーズ	400	8,940.00	3,576,000	
RS Technologies	1,100	2,902.00	3,192,200	
ジェイテックコーポレーション	100	2,049.00	204,900	
信和	500	765.00	382,500	
東洋製罐グループホールディングス	9,400	2,465.50	23,175,700	
ホッカンホールディングス	800	1,865.00	1,492,000	
コロナ	900	962.00	865,800	
横河ブリッジホールディングス	2,600	2,788.00	7,248,800	

駒井ハルテック	100	2,070.00	207,000	
高田機工	100	3,555.00	355,500	
三和ホールディングス	16,500	2,559.50	42,231,750	
文化シヤッター	4,300	1,534.00	6,596,200	
三協立山	2,100	904.00	1,898,400	
アルインコ	1,300	1,031.00	1,340,300	
東洋シヤッター	200	718.00	143,600	
LIXIL	25,600	1,972.50	50,496,000	
日本ファイルコン	500	547.00	273,500	
ノーリツ	2,700	1,618.00	4,368,600	
長府製作所	1,600	2,067.00	3,307,200	
リンナイ	7,800	3,556.00	27,736,800	
ダイニチ工業	400	707.00	282,800	
日東精工	2,400	549.00	1,317,600	
三洋工業	100	3,350.00	335,000	
岡部	2,900	805.00	2,334,500	
ジーテクト	2,100	2,040.00	4,284,000	
東プレ	2,900	2,274.00	6,594,600	
高周波熱鍊	2,500	1,062.00	2,655,000	
東京製綱	1,100	1,491.00	1,640,100	
サンコール	1,500	473.00	709,500	
モリテック スチール	700	264.00	184,800	
パイオラックス	2,000	2,659.00	5,318,000	
エイチワン	1,700	885.00	1,504,500	
日本発條	14,500	1,266.00	18,357,000	
中央発條	1,200	736.00	883,200	
アドバネクス	100	1,010.00	101,000	
立川ブラインド工業	800	1,514.00	1,211,200	
三益半導体工業	1,500	3,185.00	4,777,500	
日本ドライケミカル	200	2,631.00	526,200	
日本製鋼所	4,400	2,390.50	10,518,200	
三浦工業	6,700	2,904.00	19,456,800	
タクマ	5,400	1,815.00	9,801,000	
ツガミ	3,600	1,204.00	4,334,400	
オークマ	1,400	7,033.00	9,846,200	
芝浦機械	1,600	3,450.00	5,520,000	

アマダ	25,600	1,590.50	40,716,800	
アイダエンジニアリング	3,700	861.00	3,185,700	
F U J I	7,600	2,649.00	20,132,400	
牧野フライス製作所	1,800	5,810.00	10,458,000	
オーエスジー	7,100	2,011.00	14,278,100	
ダイジェット工業	100	833.00	83,300	
旭ダイヤモンド工業	3,700	874.00	3,233,800	
DMG森精機	9,700	3,323.00	32,233,100	
ソディック	3,900	729.00	2,843,100	
ディスコ	7,700	43,580.00	335,566,000	
日東工器	800	1,953.00	1,562,400	
日進工具	1,500	1,020.00	1,530,000	
パンチ工業	700	426.00	298,200	
富士ダイス	1,000	705.00	705,000	
豊和工業	400	779.00	311,600	
リケンN P R	1,800	2,826.00	5,086,800	
東洋機械金属	600	711.00	426,600	
島精機製作所	2,600	1,452.00	3,775,200	
オプトラン	2,700	1,822.00	4,919,400	
N C ホールディングス	200	1,568.00	313,600	
イワキポンプ	1,100	2,392.00	2,631,200	
フリュー	1,500	1,319.00	1,978,500	
ヤマシンフィルタ	3,900	367.00	1,431,300	
日阪製作所	1,800	1,028.00	1,850,400	
やまびこ	2,600	1,591.00	4,136,600	
野村マイクロ・サイエンス	500	14,260.00	7,130,000	
平田機工	800	7,590.00	6,072,000	
P E G A S U S	1,800	442.00	795,600	
マルマエ	700	1,904.00	1,332,800	
タツモ	1,000	3,325.00	3,325,000	
ナブテスコ	10,100	2,890.00	29,189,000	
三井海洋開発	2,000	2,328.00	4,656,000	
レオン自動機	1,900	1,422.00	2,701,800	
SMC	4,800	83,220.00	399,456,000	
ホソカワミクロン	1,000	4,395.00	4,395,000	
ユニオンツール	700	3,385.00	2,369,500	

瑞光	1,200	1,897.00	2,276,400	
オイレス工業	2,200	2,046.00	4,501,200	
日精エー・エス・ビー機械	600	4,280.00	2,568,000	
サトーホールディングス	2,300	2,196.00	5,050,800	
技研製作所	1,500	2,060.00	3,090,000	
日本エアーテック	800	1,231.00	984,800	
カワタ	200	1,027.00	205,400	
日精樹脂工業	1,200	1,140.00	1,368,000	
オカダアイヨン	300	2,771.00	831,300	
ワイエイシイホールディングス	600	2,408.00	1,444,800	
小松製作所	75,400	4,328.00	326,331,200	
住友重機械工業	9,500	3,997.00	37,971,500	
日立建機	6,400	4,189.00	26,809,600	
日工	2,400	749.00	1,797,600	
巴工業	600	3,690.00	2,214,000	
井関農機	1,500	1,185.00	1,777,500	
TOWA	1,800	7,910.00	14,238,000	
丸山製作所	100	2,309.00	230,900	
北川鉄工所	600	1,584.00	950,400	
ローツエ	800	19,300.00	15,440,000	
タカキタ	300	490.00	147,000	
クボタ	84,000	2,185.50	183,582,000	
荏原実業	900	3,285.00	2,956,500	
三菱化工機	600	3,605.00	2,163,000	
月島ホールディングス	2,200	1,348.00	2,965,600	
帝国電機製作所	1,100	2,796.00	3,075,600	
新東工業	3,300	1,164.00	3,841,200	
澁谷工業	1,500	2,807.00	4,210,500	
アイチ コーポレーション	2,200	1,124.00	2,472,800	
小森コーポレーション	4,000	1,292.00	5,168,000	
鶴見製作所	1,200	3,315.00	3,978,000	
日本ギア工業	300	641.00	192,300	
酒井重工業	300	6,570.00	1,971,000	
荏原製作所	6,600	9,525.00	62,865,000	
石井鐵工所	100	2,766.00	276,600	
西島製作所	1,400	2,532.00	3,544,800	

北越工業	1,600	2,524.00	4,038,400	
ダイキン工業	19,200	21,445.00	411,744,000	
オルガノ	1,900	6,800.00	12,920,000	
トヨーカネツ	600	4,295.00	2,577,000	
栗田工業	9,000	5,993.00	53,937,000	
椿本チエイン	2,300	4,595.00	10,568,500	
大同工業	300	749.00	224,700	
木村化工機	1,200	722.00	866,400	
アネスト岩田	2,500	1,307.00	3,267,500	
ダイフク	27,100	3,227.00	87,451,700	
サムコ	400	4,750.00	1,900,000	
加藤製作所	400	1,515.00	606,000	
油研工業	100	2,403.00	240,300	
タダノ	9,300	1,199.50	11,155,350	
フジテック	3,800	3,650.00	13,870,000	
C K D	4,500	2,757.00	12,406,500	
平和	4,800	2,070.00	9,936,000	
理想科学工業	1,300	3,100.00	4,030,000	
SANKYO	3,700	9,154.00	33,869,800	
日本金錢機械	2,000	1,505.00	3,010,000	
マースグループホールディングス	800	2,753.00	2,202,400	
フクシマガリレイ	1,100	5,210.00	5,731,000	
オーラズミ	300	467.00	140,100	
ダイコク電機	800	3,770.00	3,016,000	
竹内製作所	2,900	4,980.00	14,442,000	
アマノ	4,600	3,754.00	17,268,400	
J U K I	2,500	505.00	1,262,500	
サンデン	1,100	224.00	246,400	
ジャノメ	1,600	672.00	1,075,200	
マックス	2,300	3,180.00	7,314,000	
グローリー	3,900	3,032.00	11,824,800	
新晃工業	1,600	2,999.00	4,798,400	
大和冷機工業	2,500	1,552.00	3,880,000	
セガサミーホールディングス	14,400	1,849.00	26,625,600	
T P R	2,100	2,134.00	4,481,400	
ツバキ・ナカシマ	3,200	780.00	2,496,000	

ホシザキ	9,500	5,669.00	53,855,500	
大豊工業	1,400	836.00	1,170,400	
日本精工	29,800	800.00	23,840,000	
N T N	34,900	286.20	9,988,380	
ジェイテクト	14,300	1,394.00	19,934,200	
不二越	1,200	3,410.00	4,092,000	
日本トムソン	4,400	599.00	2,635,600	
T H K	9,300	2,797.50	26,016,750	
ユーション精機	1,300	680.00	884,000	
前澤給装工業	1,200	1,307.00	1,568,400	
イーグル工業	1,800	1,733.00	3,119,400	
前澤工業	500	1,063.00	531,500	
日本ピラー工業	1,500	4,865.00	7,297,500	
キツツ	5,400	1,229.00	6,636,600	
マキタ	18,300	3,865.00	70,729,500	
三井E & S	8,000	800.00	6,400,000	
日立造船	14,200	1,079.00	15,321,800	
三菱重工業	28,100	10,550.00	296,455,000	
I H I	12,000	3,035.00	36,420,000	
スター精密	3,000	1,742.00	5,226,000	
日清紡ホールディングス	12,100	1,275.50	15,433,550	
イビデン	8,400	7,591.00	63,764,400	
コニカミノルタ	35,900	478.30	17,170,970	
プラザー工業	21,500	2,653.00	57,039,500	
ミネベアミツミ	28,000	3,053.00	85,484,000	
日立製作所	77,300	12,355.00	955,041,500	代用有価証券 8,000 株
三菱電機	178,900	2,170.50	388,302,450	
富士電機	9,800	8,630.00	84,574,000	
東洋電機製造	300	1,065.00	319,500	
安川電機	17,500	5,514.00	96,495,000	
シンフォニアテクノロジー	1,800	2,410.00	4,338,000	
明電舎	3,000	2,773.00	8,319,000	
オリジン	200	1,233.00	246,600	
山洋電気	700	6,120.00	4,284,000	
デンヨー	1,200	2,264.00	2,716,800	

P H C ホールディングス	3,000	1,267.00	3,801,000	
KOKUSAI E L E C T R I C	6,200	4,580.00	28,396,000	
ソシオネクスト	11,700	3,768.00	44,085,600	
東芝テック	2,100	3,070.00	6,447,000	
芝浦メカトロニクス	900	7,420.00	6,678,000	
マブチモーター	7,900	2,609.50	20,615,050	
ニデック	35,500	5,539.00	196,634,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,000	347.00	347,000	
トレックス・セミコンダクター	800	1,782.00	1,425,600	
東光高岳	1,000	2,419.00	2,419,000	
ダブル・スコープ	4,600	731.00	3,362,600	
ダイヘン	1,600	6,840.00	10,944,000	
ヤーマン	3,100	1,003.00	3,109,300	
J V C ケンウッド	12,700	708.00	8,991,600	
ミマキエンジニアリング	1,500	946.00	1,419,000	
I - P E X	1,100	1,845.00	2,029,500	
大崎電気工業	3,500	700.00	2,450,000	
オムロン	12,300	5,498.00	67,625,400	
日東工業	2,200	4,165.00	9,163,000	
I D E C	2,400	2,912.00	6,988,800	
正興電機製作所	300	1,139.00	341,700	
不二電機工業	200	1,152.00	230,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,300	2,617.50	16,490,250	
サクサホールディングス	200	3,200.00	640,000	
メルコホールディングス	500	3,140.00	1,570,000	
テクノメディカ	400	1,763.00	705,200	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	600	712.00	427,200	
日本電気	21,100	9,664.00	203,910,400	
富士通	14,800	23,075.00	341,510,000	
沖電気工業	7,300	1,083.00	7,905,900	
岩崎通信機	400	648.00	259,200	
電気興業	700	2,137.00	1,495,900	
サンケン電気	1,500	7,689.00	11,533,500	
ナカヨ	100	1,152.00	115,200	
アイホン	900	2,877.00	2,589,300	
ルネサスエレクトロニクス	104,900	2,652.50	278,247,250	

セイコーホーリー	20,600	2,419.50	49,841,700	
ワコム	12,200	690.00	8,418,000	
アルパック	3,500	7,888.00	27,608,000	
アクセル	700	2,024.00	1,416,800	
E I Z O	1,200	5,110.00	6,132,000	
ジャパンディスプレイ	69,300	20.00	1,386,000	
日本信号	3,700	959.00	3,548,300	
京三製作所	3,400	448.00	1,523,200	
能美防災	2,200	2,212.00	4,866,400	
ホーチキ	1,200	2,197.00	2,636,400	
星和電機	300	489.00	146,700	
エレコム	3,800	1,676.00	6,368,800	
パナソニック ホールディングス	189,900	1,437.50	272,981,250	
シャープ	27,100	845.70	22,918,470	
アンリツ	11,300	1,192.00	13,469,600	
富士通ゼネラル	4,600	2,053.00	9,443,800	
ソニーグループ	112,600	14,735.00	1,659,161,000	
T D K	25,500	7,956.00	202,878,000	
帝国通信工業	700	1,897.00	1,327,900	
タムラ製作所	6,400	569.00	3,641,600	
アルプスアルパイン	14,300	1,094.00	15,644,200	
池上通信機	200	819.00	163,800	
日本電波工業	1,900	1,404.00	2,667,600	
鈴木	900	1,206.00	1,085,400	
マイコー	1,600	4,605.00	7,368,000	
日本トリム	400	3,265.00	1,306,000	
ローランド ディー. ジー.	900	4,570.00	4,113,000	
フォスター電機	1,200	1,155.00	1,386,000	
SMK	400	2,472.00	988,800	
ヨコオ	1,400	1,643.00	2,300,200	
ホシデン	3,600	2,032.00	7,315,200	
ヒロセ電機	2,400	16,690.00	40,056,000	
日本航空電子工業	3,900	2,485.00	9,691,500	
T O A	1,800	1,108.00	1,994,400	
マクセル	3,600	1,602.00	5,767,200	
古野電気	2,100	2,109.00	4,428,900	

スミダコーポレーション	2,200	1,168.00	2,569,600	
アイコム	600	3,580.00	2,148,000	
リオン	700	2,589.00	1,812,300	
横河電機	17,600	3,182.00	56,003,200	
新電元工業	600	3,085.00	1,851,000	
アズビル	11,000	4,881.00	53,691,000	
東亜ディーケーケー	300	944.00	283,200	
日本光電工業	6,800	4,209.00	28,621,200	
チノー	700	2,309.00	1,616,300	
共和電業	700	421.00	294,700	
日本電子材料	1,000	1,819.00	1,819,000	
堀場製作所	3,000	12,855.00	38,565,000	
アドバンテスト	45,600	6,726.00	306,705,600	
小野測器	300	453.00	135,900	
エスペック	1,300	2,559.00	3,326,700	
キーエンス	15,900	66,950.00	1,064,505,000	代用有価証券 1,600 株
日置電機	800	6,600.00	5,280,000	
シスメックス	13,700	8,135.00	111,449,500	
日本マイクロニクス	2,800	4,405.00	12,334,000	
メガチップス	1,300	4,315.00	5,609,500	
O B A R A G R O U P	900	3,935.00	3,541,500	
澤藤電機	100	1,328.00	132,800	
原田工業	300	759.00	227,700	
ヨーセル	1,700	1,529.00	2,599,300	
イリソ電子工業	1,500	3,065.00	4,597,500	
オプテックスグループ	2,900	1,799.00	5,217,100	
千代田インテグレ	600	2,790.00	1,674,000	
レーザーテック	7,300	40,350.00	294,555,000	
スタンレー電気	10,200	2,687.50	27,412,500	
ウシオ電機	8,100	2,063.50	16,714,350	
岡谷電機産業	600	275.00	165,000	
ヘリオス テクノ ホールディング	700	559.00	391,300	
エノモト	200	1,620.00	324,000	
日本セラミック	1,300	2,583.00	3,357,900	
遠藤照明	300	1,485.00	445,500	

古河電池	1,200	940.00	1,128,000	
双信電機	300	293.00	87,900	
山一電機	1,400	2,197.00	3,075,800	
図研	1,400	4,355.00	6,097,000	
日本電子	4,000	6,408.00	25,632,000	
カシオ計算機	11,500	1,165.00	13,397,500	
フアナック	77,600	4,016.00	311,641,600	
日本シイエムケイ	3,400	770.00	2,618,000	
エンプラス	500	9,790.00	4,895,000	
大真空	2,400	891.00	2,138,400	
ローム	29,400	2,657.50	78,130,500	
浜松ホトニクス	12,800	5,612.00	71,833,600	
三井ハイテック	1,400	7,677.00	10,747,800	
新光電気工業	5,600	5,517.00	30,895,200	
京セラ	98,900	2,177.50	215,354,750	
太陽誘電	7,700	3,497.00	26,926,900	
村田製作所	144,800	3,025.00	438,020,000	
双葉電子工業	3,000	505.00	1,515,000	
北陸電気工業	300	1,414.00	424,200	
ニチコン	4,200	1,239.00	5,203,800	
日本ケミコン	1,700	1,315.00	2,235,500	
KOA	2,400	1,507.00	3,616,800	
市光工業	2,900	607.00	1,760,300	
小糸製作所	16,500	2,060.00	33,990,000	
ミツバ	3,000	1,146.00	3,438,000	
S C R E E Nホールディングス	5,400	17,740.00	95,796,000	
キヤノン電子	1,800	2,165.00	3,897,000	
キヤノン	79,400	4,115.00	326,731,000	
リコー	39,900	1,274.50	50,852,550	
象印マホービン	4,300	1,437.00	6,179,100	
MUTOHホールディングス	100	2,148.00	214,800	
東京エレクトロン	33,700	33,720.00	1,136,364,000	
イノテック	1,100	1,824.00	2,006,400	
トヨタ紡織	6,700	2,450.00	16,415,000	
芦森工業	200	2,795.00	559,000	
ユニプレス	2,900	1,106.00	3,207,400	

豊田自動織機	13,600	14,275.00	194,140,000	
モリタホールディングス	2,800	1,526.00	4,272,800	
三櫻工業	2,400	1,030.00	2,472,000	
デンソー	131,300	2,611.50	342,889,950	
東海理化電機製作所	4,500	2,344.00	10,548,000	
川崎重工業	13,000	3,648.00	47,424,000	
名村造船所	4,000	1,416.00	5,664,000	
日本車輌製造	500	2,283.00	1,141,500	
三菱ロジスネクスト	2,600	1,473.00	3,829,800	
近畿車輛	100	2,092.00	209,200	
日産自動車	214,800	559.60	120,202,080	
いすゞ自動車	46,300	2,031.00	94,035,300	
トヨタ自動車	874,000	3,456.00	3,020,544,000	代用有価証券 87,000 株
日野自動車	23,900	463.00	11,065,700	
三菱自動車工業	62,100	448.50	27,851,850	
エフテック	500	703.00	351,500	
レシップホールディングス	300	665.00	199,500	
GMB	200	1,239.00	247,800	
ファルテック	200	554.00	110,800	
武藏精密工業	3,900	1,647.00	6,423,300	
日産車体	1,600	969.00	1,550,400	
新明和工業	4,600	1,184.00	5,446,400	
極東開発工業	2,600	2,382.00	6,193,200	
トピー工業	1,300	2,893.00	3,760,900	
ティラド	400	3,825.00	1,530,000	
タチエス	2,900	1,994.00	5,782,600	
NOK	6,200	2,133.50	13,227,700	
フタバ産業	4,300	973.00	4,183,900	
カヤバ	1,500	5,010.00	7,515,000	
大同メタル工業	3,100	549.00	1,701,900	
プレス工業	6,400	665.00	4,256,000	
ミクニ	900	455.00	409,500	
太平洋工業	3,700	1,444.00	5,342,800	
アイシン	12,300	5,398.00	66,395,400	
マツダ	52,600	1,776.00	93,417,600	

今仙電機製作所	500	692.00	346,000	
本田技研工業	388,200	1,719.00	667,315,800	
スズキ	29,200	6,667.00	194,676,400	
S U B A R U	49,300	3,348.00	165,056,400	
安永	300	700.00	210,000	
ヤマハ発動機	68,800	1,470.00	101,136,000	
T B K	800	394.00	315,200	
エクセディ	2,600	2,908.00	7,560,800	
豊田合成	4,600	3,039.00	13,979,400	
愛三工業	2,600	1,439.00	3,741,400	
盟和産業	100	1,031.00	103,100	
日本プラス	600	528.00	316,800	
ヨロズ	1,500	910.00	1,365,000	
エフ・シー・シー	2,800	2,098.00	5,874,400	
シマノ	6,400	21,545.00	137,888,000	
ティ・エス テック	5,700	1,985.50	11,317,350	
ジャムコ	800	1,412.00	1,129,600	
テルモ	44,500	5,425.00	241,412,500	
クリエートメディック	200	892.00	178,400	
日機装	3,700	1,160.00	4,292,000	
日本エム・ディ・エム	1,300	714.00	928,200	
島津製作所	21,100	3,842.00	81,066,200	
J M S	1,500	515.00	772,500	
長野計器	1,200	2,325.00	2,790,000	
ブイ・テクノロジー	800	2,638.00	2,110,400	
東京計器	1,200	2,279.00	2,734,800	
愛知時計電機	700	2,623.00	1,836,100	
インターラクション	1,000	1,135.00	1,135,000	
オーバル	600	526.00	315,600	
東京精密	3,200	9,959.00	31,868,800	
マニー	6,400	2,065.50	13,219,200	
ニコン	23,000	1,494.00	34,362,000	
トプコン	7,700	1,719.50	13,240,150	
オリンパス	98,000	2,133.00	209,034,000	
理研計器	1,100	8,400.00	9,240,000	
タムロン	1,000	6,300.00	6,300,000	

HO Y A	31,300	18,500.00	579,050,000	
シード	400	743.00	297,200	
ノーリツ鋼機	1,500	3,310.00	4,965,000	
A&Dホロンホールディングス	2,300	2,027.00	4,662,100	
朝日インテック	19,400	2,969.00	57,598,600	
シチズン時計	14,700	990.00	14,553,000	
リズム	200	3,440.00	688,000	
大研医器	600	534.00	320,400	
メニコン	5,500	1,955.00	10,752,500	
シンシア	100	572.00	57,200	
松風	700	2,819.00	1,973,300	
セイコーグループ	2,200	2,723.00	5,990,600	
ニプロ	13,300	1,182.00	15,720,600	
KYORITSU	1,100	197.00	216,700	
中本パックス	300	1,707.00	512,100	
スノーピーク	2,300	867.00	1,994,100	
パラマウントベッドホールディングス	3,300	2,546.00	8,401,800	
トランザクション	1,100	2,503.00	2,753,300	
粧美堂	200	738.00	147,600	
ニホンフラッシュ	1,500	959.00	1,438,500	
前田工織	1,400	3,170.00	4,438,000	
永大産業	900	284.00	255,600	
アートネイチャー	1,500	800.00	1,200,000	
フルヤ金属	400	9,570.00	3,828,000	
バンダイナムコホールディングス	43,600	3,125.00	136,250,000	
アイフィスジャパン	200	600.00	120,000	
SHOEI	3,600	2,028.00	7,300,800	
フランスベッドホールディングス	2,100	1,359.00	2,853,900	
パイロットコーポレーション	2,200	3,994.00	8,786,800	
萩原工業	1,100	1,499.00	1,648,900	
フジシールインターナショナル	3,200	1,980.00	6,336,000	
タカラトミー	7,200	2,355.00	16,956,000	
広済堂ホールディングス	4,100	704.00	2,886,400	
エステールホールディングス	200	652.00	130,400	
タカノ	300	1,021.00	306,300	
プロネクサス	1,700	1,253.00	2,130,100	

ホクシン	600	115.00	69,000	
ウッドワン	300	1,042.00	312,600	
TOPPANホールディングス	19,600	4,076.00	79,889,600	
大日本印刷	17,400	4,601.00	80,057,400	
共同印刷	500	3,240.00	1,620,000	
NISSHA	2,700	1,642.00	4,433,400	
光村印刷	100	1,620.00	162,000	
TAKARA & COMPANY	900	2,848.00	2,563,200	
アシックス	13,600	5,480.00	74,528,000	
ツツミ	400	2,159.00	863,600	
ローランド	1,200	4,950.00	5,940,000	
小松ウォール工業	700	3,280.00	2,296,000	
ヤマハ	10,000	3,518.00	35,180,000	
河合楽器製作所	500	3,460.00	1,730,000	
クリナップ	1,600	769.00	1,230,400	
ピジョン	10,100	1,595.00	16,109,500	
キングジム	1,400	878.00	1,229,200	
リンテック	3,200	2,986.00	9,555,200	
イトーキ	3,300	1,467.00	4,841,100	
任天堂	100,500	8,710.00	875,355,000	
三菱鉛筆	2,300	1,935.00	4,450,500	
タカラスタンダード	3,400	1,903.00	6,470,200	
コクヨ	6,500	2,229.50	14,491,750	
ナカバヤシ	1,700	534.00	907,800	
グローブライド	1,400	2,044.00	2,861,600	
オカムラ	4,800	2,017.00	9,681,600	
美津濃	1,600	5,230.00	8,368,000	
東京電力ホールディングス	143,500	771.10	110,652,850	
中部電力	58,700	1,894.50	111,207,150	
関西電力	61,500	1,923.00	118,264,500	
中国電力	27,600	993.50	27,420,600	
北陸電力	16,300	723.70	11,796,310	
東北電力	41,900	983.00	41,187,700	
四国電力	14,800	1,032.00	15,273,600	
九州電力	36,700	1,144.00	41,984,800	
北海道電力	15,400	637.10	9,811,340	

沖縄電力	4, 100	1, 101. 00	4, 514, 100	
電源開発	13, 100	2, 502. 00	32, 776, 200	
エフオン	1, 200	432. 00	518, 400	
イーレックス	2, 800	825. 00	2, 310, 000	
レノバ	4, 300	1, 256. 00	5, 400, 800	
東京瓦斯	33, 700	3, 193. 00	107, 604, 100	
大阪瓦斯	32, 300	3, 034. 00	97, 998, 200	
東邦瓦斯	6, 900	2, 929. 50	20, 213, 550	
北海道瓦斯	1, 000	2, 278. 00	2, 278, 000	
広島ガス	3, 400	383. 00	1, 302, 200	
西部ガスホールディングス	1, 700	1, 887. 00	3, 207, 900	
静岡ガス	3, 200	988. 00	3, 161, 600	
メタウォーター	1, 900	2, 180. 00	4, 142, 000	
S B S ホールディングス	1, 400	2, 438. 00	3, 413, 200	
東武鉄道	17, 500	3, 909. 00	68, 407, 500	
相鉄ホールディングス	5, 700	2, 752. 00	15, 686, 400	
東急	44, 600	1, 730. 50	77, 180, 300	
京浜急行電鉄	19, 700	1, 300. 50	25, 619, 850	
小田急電鉄	26, 300	2, 125. 00	55, 887, 500	
京王電鉄	7, 600	4, 277. 00	32, 505, 200	
京成電鉄	10, 300	7, 176. 00	73, 912, 800	
富士急行	2, 000	4, 115. 00	8, 230, 000	
東日本旅客鉄道	29, 300	9, 059. 00	265, 428, 700	
西日本旅客鉄道	18, 900	6, 306. 00	119, 183, 400	
東海旅客鉄道	61, 300	3, 753. 00	230, 058, 900	
西武ホールディングス	19, 300	2, 175. 00	41, 977, 500	
鴻池運輸	2, 700	1, 786. 00	4, 822, 200	
西日本鉄道	4, 300	2, 489. 50	10, 704, 850	
ハマキヨウレックス	1, 400	3, 930. 00	5, 502, 000	
サカイ引越センター	1, 800	2, 618. 00	4, 712, 400	
近鉄グループホールディングス	15, 900	4, 518. 00	71, 836, 200	
阪急阪神ホールディングス	21, 200	4, 349. 00	92, 198, 800	
南海電気鉄道	7, 100	2, 917. 00	20, 710, 700	
京阪ホールディングス	8, 800	3, 492. 00	30, 729, 600	
神戸電鉄	400	2, 867. 00	1, 146, 800	
名古屋鉄道	16, 400	2, 226. 50	36, 514, 600	

山陽電気鉄道	1,200	2,165.00	2,598,000	
アルプス物流	1,300	1,898.00	2,467,400	
ヤマトホールディングス	20,300	2,433.00	49,389,900	
山九	4,100	5,284.00	21,664,400	
丸運	400	270.00	108,000	
丸全昭和運輸	1,000	4,080.00	4,080,000	
センコーグループホールディングス	8,400	1,131.00	9,500,400	
トナミホールディングス	400	4,580.00	1,832,000	
ニッコンホールディングス	5,100	3,189.00	16,263,900	
日本石油輸送	100	2,836.00	283,600	
福山通運	1,800	4,215.00	7,587,000	
セイノーホールディングス	8,900	2,325.00	20,692,500	
エスライングループ本社	200	867.00	173,400	
神奈川中央交通	500	3,040.00	1,520,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	4,100	1,474.00	6,043,400	
C&Fロジホールディングス	1,500	1,742.00	2,613,000	
九州旅客鉄道	11,200	3,336.00	37,363,200	
S G ホールディングス	26,700	1,903.00	50,810,100	
NIPPON EXPRESSホールディングス	5,400	8,524.00	46,029,600	
日本郵船	45,600	4,699.00	214,274,400	
商船三井	34,500	5,099.00	175,915,500	
川崎汽船	12,800	6,694.00	85,683,200	
NSユナイテッド海運	900	5,040.00	4,536,000	
飯野海運	5,800	1,291.00	7,487,800	
乾汽船	1,900	1,041.00	1,977,900	
日本航空	39,000	2,812.00	109,668,000	
ANAホールディングス	43,200	3,269.00	141,220,800	
バスコ	200	1,860.00	372,000	
トランコム	500	6,870.00	3,435,000	
日新	1,200	2,860.00	3,432,000	
三菱倉庫	3,900	4,571.00	17,826,900	
三井倉庫ホールディングス	1,500	4,815.00	7,222,500	
住友倉庫	4,300	2,582.00	11,102,600	
濵澤倉庫	700	3,100.00	2,170,000	
東陽倉庫	200	1,536.00	307,200	

日本トランシスティ	3,200	628.00	2,009,600	
ケイヒン	100	1,988.00	198,800	
中央倉庫	900	1,129.00	1,016,100	
川西倉庫	200	1,130.00	226,000	
安田倉庫	1,100	1,196.00	1,315,600	
ファイズホールディングス	100	1,334.00	133,400	
東洋埠頭	200	1,380.00	276,000	
上組	7,300	3,386.00	24,717,800	
サンリツ	200	776.00	155,200	
キムラユニティー	400	1,579.00	631,600	
キューソー流通システム	700	923.00	646,100	
東海運	400	291.00	116,400	
エーアイティー	1,000	1,860.00	1,860,000	
内外トランスライン	700	2,442.00	1,709,400	
日本コンセプト	600	1,757.00	1,054,200	
N E C ネッツエスアイ	6,200	2,393.00	14,836,600	
クロスキヤット	1,000	1,152.00	1,152,000	
システナ	24,100	284.00	6,844,400	
デジタルアーツ	1,000	4,375.00	4,375,000	
日鉄ソリューションズ	2,700	4,930.00	13,311,000	
キューブシステム	900	1,104.00	993,600	
コア	700	1,803.00	1,262,100	
手間いらず	300	2,559.00	767,700	
ラクーンホールディングス	1,200	694.00	832,800	
シリトンシステムズ	800	1,421.00	1,136,800	
ソフトクリエイトホールディングス	1,300	1,788.00	2,324,400	
T I S	17,400	3,392.00	59,020,800	
テクミラホールディングス	300	480.00	144,000	
グリー	5,400	535.00	2,889,000	
GMOペパボ	200	1,185.00	237,000	
コーニーテクモホールディングス	10,000	1,785.50	17,855,000	
三菱総合研究所	800	4,885.00	3,908,000	
ボルテージ	200	268.00	53,600	
電算	100	1,492.00	149,200	
A G S	300	889.00	266,700	
ファインデックス	1,300	993.00	1,290,900	

ブレインパッド	1,300	1,253.00	1,628,900	
K L a b	3,000	347.00	1,041,000	
ポールトゥウィンホールディングス	2,700	509.00	1,374,300	
ネクソン	35,700	2,552.00	91,106,400	
アイスタイル	5,200	416.00	2,163,200	
エムアップホールディングス	2,000	979.00	1,958,000	
エイチーム	1,000	552.00	552,000	
エニグモ	2,000	339.00	678,000	
テクノスジャパン	600	592.00	355,200	
e n i s h	700	184.00	128,800	
コロプラ	6,200	581.00	3,602,200	
ブロードリーフ	7,600	586.00	4,453,600	
クロス・マーケティンググループ	400	575.00	230,000	
デジタルハーツホールディングス	1,000	1,049.00	1,049,000	
メディアドウ	700	1,243.00	870,100	
じげん	4,700	507.00	2,382,900	
ブイキューブ	1,900	296.00	562,400	
エンカレッジ・テクノロジ	200	627.00	125,400	
サイバーリンクス	300	816.00	244,800	
フィックスターズ	1,800	1,651.00	2,971,800	
CARTA HOLDINGS	800	1,595.00	1,276,000	
オプティム	1,700	920.00	1,564,000	
セレス	700	1,549.00	1,084,300	
S H I F T	1,100	27,265.00	29,991,500	
ティーガイア	1,700	2,117.00	3,598,900	
セック	200	4,670.00	934,000	
テクマトリックス	2,900	1,944.00	5,637,600	
プロシップ	800	1,432.00	1,145,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,200	2,443.00	10,260,600	
GMOペイメントゲートウェイ	3,200	9,214.00	29,484,800	
ザッパラス	200	433.00	86,600	
システムリサーチ	600	3,350.00	2,010,000	
インターネットイニシアティブ	7,600	2,751.00	20,907,600	
さくらインターネット	1,800	4,100.00	7,380,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	2,770.00	1,385,000	
S R Aホールディングス	800	4,005.00	3,204,000	

システムインテグレータ	200	424.00	84,800	
朝日ネット	1,700	631.00	1,072,700	
e B A S E	2,300	729.00	1,676,700	
アバントグループ	2,000	1,369.00	2,738,000	
アドソル日進	700	1,671.00	1,169,700	
ODKソリューションズ	200	599.00	119,800	
フリービット	700	1,450.00	1,015,000	
コムチュア	2,300	1,787.00	4,110,100	
アステリア	1,300	646.00	839,800	
イル	800	3,255.00	2,604,000	
マークライズ	900	3,240.00	2,916,000	
メディカル・データ・ビジョン	1,900	620.00	1,178,000	
g u m i	2,600	398.00	1,034,800	
ショーケース	200	336.00	67,200	
モバイルファクトリー	200	711.00	142,200	
テラスカイ	700	1,485.00	1,039,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	800	1,794.00	1,435,200	
P C I ホールディングス	300	961.00	288,300	
アイビーシー	100	480.00	48,000	
ネオジャパン	600	1,018.00	610,800	
P R T I M E S	300	2,212.00	663,600	
ラクス	7,500	2,461.00	18,457,500	
ランドコンピュータ	400	873.00	349,200	
ダブルスタンダード	500	1,654.00	827,000	
オープンドア	900	834.00	750,600	
マイネット	200	275.00	55,000	
アカツキ	800	2,362.00	1,889,600	
U b i c o mホールディングス	500	1,319.00	659,500	
カナミックネットワーク	1,700	418.00	710,600	
ノムラシステムコーポレーション	800	114.00	91,200	
チェンジホールディングス	3,500	1,353.00	4,735,500	
シンクロ・フード	500	671.00	335,500	
オークネット	600	2,110.00	1,266,000	
キャピタル・アセット・プランニング	200	758.00	151,600	
セグエグループ	200	962.00	192,400	
エイトレッド	100	1,412.00	141,200	

マクロミル	3,100	781.00	2,421,100	
ビーグリー	200	1,267.00	253,400	
オロ	600	2,807.00	1,684,200	
ユーザーローカル	700	2,130.00	1,491,000	
テモナ	200	240.00	48,000	
ニーズウェル	400	860.00	344,000	
マネーフォワード	3,500	6,098.00	21,343,000	
サインポスト	300	512.00	153,600	
Sun Asterisk	1,200	1,043.00	1,251,600	
プラスアルファ・コンサルティング	1,000	2,453.00	2,453,000	
電算システムホールディングス	700	2,709.00	1,896,300	
Appier Group	5,400	1,831.00	9,887,400	
ビジョナル	1,200	9,400.00	11,280,000	
ソルクシーズ	600	351.00	210,600	
フェイス	200	489.00	97,800	
プロトコルボレーション	1,800	1,310.00	2,358,000	
ハイマックス	500	1,407.00	703,500	
野村総合研究所	35,400	4,266.00	151,016,400	
C E ホールディングス	400	536.00	214,400	
日本システム技術	600	3,235.00	1,941,000	
インテージホールディングス	1,800	1,870.00	3,366,000	
東邦システムサイエンス	600	1,244.00	746,400	
ソースネクスト	7,300	145.00	1,058,500	
インフォコム	2,100	2,265.00	4,756,500	
シンプレクス・ホールディングス	2,400	2,493.00	5,983,200	
HEROZ	600	1,739.00	1,043,400	
ラクスル	3,900	1,083.00	4,223,700	
メルカリ	7,800	2,435.50	18,996,900	
I P S	500	2,196.00	1,098,000	
F I G	800	305.00	244,000	
システムサポート	600	1,897.00	1,138,200	
イーソル	1,200	589.00	706,800	
東海ソフト	100	1,160.00	116,000	
ウイングアーク 1 s t	1,700	2,993.00	5,088,100	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	400	1,168.00	467,200	

サーバーワークス	300	3,855.00	1,156,500	
東名	100	2,294.00	229,400	
ヴィッツ	100	802.00	80,200	
トビラシステムズ	200	861.00	172,200	
S a n s a n	5,200	1,447.00	7,524,400	
L i n k - U	200	644.00	128,800	
ギフティ	1,400	1,607.00	2,249,800	
メドレー	2,200	4,440.00	9,768,000	
ベース	600	3,225.00	1,935,000	
J M D C	2,700	3,511.00	9,479,700	
フォーカスシステムズ	1,100	1,041.00	1,145,100	
クレスコ	1,300	1,886.00	2,451,800	
フジ・メディア・ホールディングス	15,300	1,917.50	29,337,750	
オービック	5,300	22,460.00	119,038,000	
ジャストシステム	2,300	2,575.00	5,922,500	
T D C ソフト	1,500	2,198.00	3,297,000	
L I N E ヤフー	227,300	443.70	100,853,010	
トレンドマイクロ	7,500	8,660.00	64,950,000	
I D ホールディングス	1,100	1,688.00	1,856,800	
日本オラクル	3,100	11,560.00	35,836,000	
アルファシステムズ	400	3,495.00	1,398,000	
フューチャー	3,400	1,704.00	5,793,600	
C A C H o l d i n g s	900	1,810.00	1,629,000	
S B テクノロジー	700	2,171.00	1,519,700	
トーセ	200	715.00	143,000	
オービックビジネスコンサルタント	2,200	7,043.00	15,494,600	
アイテイフォー	2,100	1,254.00	2,633,400	
東計電算	500	3,515.00	1,757,500	
エックスネット	100	1,109.00	110,900	
大塚商会	7,900	6,170.00	48,743,000	
サイボウズ	2,200	2,382.00	5,240,400	
電通総研	1,900	5,630.00	10,697,000	
A C C E S S	1,700	864.00	1,468,800	
デジタルガレージ	2,600	3,290.00	8,554,000	
E M システムズ	2,700	692.00	1,868,400	
ウェザーニューズ	500	5,120.00	2,560,000	

C I J	2,700	689.00	1,860,300	
ビジネスエンジニアリング	300	4,170.00	1,251,000	
日本エンタープライズ	800	122.00	97,600	
WOWOW	1,200	1,126.00	1,351,200	
スカラ	1,500	762.00	1,143,000	
インテリジェント ウェイブ	400	1,291.00	516,400	
ANY COLOR	1,700	3,195.00	5,431,500	
I M A G I C A G R O U P	1,600	686.00	1,097,600	
ネットワンシステムズ	6,400	2,619.50	16,764,800	
システムソフト	5,600	55.00	308,000	
アルゴグラフィックス	1,500	4,275.00	6,412,500	
マーベラス	2,600	747.00	1,942,200	
エイベックス	2,700	1,358.00	3,666,600	
B I P R O G Y	5,200	4,596.00	23,899,200	
都築電気	900	2,383.00	2,144,700	
T B S ホールディングス	8,000	4,122.00	32,976,000	
日本テレビホールディングス	14,100	2,208.50	31,139,850	
朝日放送グループホールディングス	1,500	705.00	1,057,500	
テレビ朝日ホールディングス	3,900	2,004.00	7,815,600	
スカパーJ S A T ホールディングス	12,400	864.00	10,713,600	
テレビ東京ホールディングス	1,100	3,095.00	3,404,500	
日本B S 放送	300	903.00	270,900	
ビジョン	2,400	1,147.00	2,752,800	
スマートバリュー	200	400.00	80,000	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	1,800	4,270.00	7,686,000	
日本通信	15,700	218.00	3,422,600	
クロップス	100	999.00	99,900	
日本電信電話	4,748,400	181.00	859,460,400	代用有価証券 474,000 株
K D D I	123,300	4,547.00	560,645,100	
ソフトバンク	256,900	1,958.00	503,010,200	
光通信	1,600	26,685.00	42,696,000	
エムティーアイ	1,100	734.00	807,400	
GMOインターネットグループ	5,900	2,594.00	15,304,600	
ファイバーゲート	900	937.00	843,300	
アイドマーマケティングコミュニケーション	200	235.00	47,000	

KADOKAWA	8,400	2,980.00	25,032,000	
学研ホールディングス	2,700	1,022.00	2,759,400	
ゼンリン	2,700	851.00	2,297,700	
昭文社ホールディングス	300	364.00	109,200	
インプレスホールディングス	700	179.00	125,300	
アイネット	1,000	2,070.00	2,070,000	
松竹	800	10,205.00	8,164,000	
東宝	8,900	4,697.00	41,803,300	
東映	500	19,800.00	9,900,000	
N T Tデータグループ	41,700	2,236.50	93,262,050	
ピー・シー・エー	900	1,523.00	1,370,700	
ビジネスブレイン太田昭和	600	2,246.00	1,347,600	
D T S	3,400	3,765.00	12,801,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	7,300	6,456.00	47,128,800	
シーイーシー	2,000	1,721.00	3,442,000	
カプコン	14,300	5,737.00	82,039,100	
アイ・エス・ビー	800	1,573.00	1,258,400	
ジャステック	1,000	1,318.00	1,318,000	
S C S K	11,200	2,703.00	30,273,600	
N S W	700	3,030.00	2,121,000	
アイネス	1,300	1,513.00	1,966,900	
T K C	2,500	3,780.00	9,450,000	
富士ソフト	3,200	6,260.00	20,032,000	
N S D	5,700	2,741.00	15,623,700	
コナミグループ	6,000	9,511.00	57,066,000	
福井コンピュータホールディングス	1,000	2,555.00	2,555,000	
J B C C ホールディングス	1,100	4,160.00	4,576,000	
ミロク情報サービス	1,500	2,027.00	3,040,500	
ソフトバンクグループ	78,800	8,492.00	669,169,600	
高千穂交易	500	3,950.00	1,975,000	
オルバヘルスケアホールディングス	100	1,856.00	185,600	
伊藤忠食品	400	7,700.00	3,080,000	
エレマテック	1,500	1,810.00	2,715,000	
あらた	2,600	3,095.00	8,047,000	
トーメンデバイス	300	5,170.00	1,551,000	
東京エレクトロン デバイス	1,700	7,030.00	11,951,000	

円谷フィールズホールディングス	2,900	1,740.00	5,046,000	
双日	18,700	3,732.00	69,788,400	
アルフレッサ ホールディングス	16,900	2,331.00	39,393,900	
横浜冷凍	4,600	1,106.00	5,087,600	
神栄	100	1,684.00	168,400	
ラサ商事	700	1,646.00	1,152,200	
アルコニックス	2,200	1,402.00	3,084,400	
神戸物産	13,000	3,688.00	47,944,000	
ハイパー	200	301.00	60,200	
あい ホールディングス	2,700	2,447.00	6,606,900	
ディーブイエックス	200	1,071.00	214,200	
ダイワボウホールディングス	7,500	2,806.50	21,048,750	
マクニカホールディングス	4,000	8,525.00	34,100,000	
ラクト・ジャパン	700	2,205.00	1,543,500	
グリムス	700	2,081.00	1,456,700	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,600	1,223.00	3,179,800	
八洲電機	1,400	1,307.00	1,829,800	
メディアスホールディングス	1,000	727.00	727,000	
レスターホールディングス	1,400	3,020.00	4,228,000	
ジオリーブグループ	200	1,327.00	265,400	
大光	400	631.00	252,400	
O C H I ホールディングス	200	1,604.00	320,800	
T O K A I ホールディングス	9,100	1,006.00	9,154,600	
黒谷	200	606.00	121,200	
C o m i n i x	200	845.00	169,000	
三洋貿易	1,900	1,304.00	2,477,600	
ビューティガレージ	500	2,208.00	1,104,000	
ワイン・パートナーズ	1,100	1,277.00	1,404,700	
ミタチ産業	200	1,172.00	234,400	
シップヘルスケアホールディングス	6,100	2,198.00	13,407,800	
明治電機工業	600	1,473.00	883,800	
デリカフーズホールディングス	300	596.00	178,800	
スターティアホールディングス	200	1,535.00	307,000	
コメダホールディングス	4,100	2,764.00	11,332,400	
ピーバンドットコム	100	397.00	39,700	
アセンテック	600	582.00	349,200	

富士興産	200	2,095.00	419,000	
協栄産業	100	2,943.00	294,300	
フルサト・マルカホールディングス	1,500	2,458.00	3,687,000	
ヤマエグループホールディングス	900	2,594.00	2,334,600	
小野建	1,700	1,784.00	3,032,800	
南陽	100	2,406.00	240,600	
佐鳥電機	1,000	2,356.00	2,356,000	
エコートレーディング	200	1,218.00	243,600	
伯東	1,000	5,950.00	5,950,000	
コンドーテック	1,300	1,225.00	1,592,500	
中山福	400	360.00	144,000	
ナガイレーベン	2,100	2,338.00	4,909,800	
三菱食品	1,600	4,970.00	7,952,000	
松田産業	1,300	2,432.00	3,161,600	
第一興商	6,500	1,926.50	12,522,250	
メディパルホールディングス	17,100	2,335.00	39,928,500	
SPK	800	2,075.00	1,660,000	
萩原電気ホールディングス	700	4,760.00	3,332,000	
アズワン	2,600	5,338.00	13,878,800	
スズデン	600	2,241.00	1,344,600	
シモジマ	1,100	1,285.00	1,413,500	
ドウシシャ	1,500	2,136.00	3,204,000	
小津産業	200	1,654.00	330,800	
高速	1,000	2,368.00	2,368,000	
たけびし	700	1,996.00	1,397,200	
リックス	400	3,725.00	1,490,000	
丸文	1,500	1,559.00	2,338,500	
ハピネット	1,400	3,185.00	4,459,000	
橋本総業ホールディングス	700	1,295.00	906,500	
日本ライフライン	4,900	1,292.00	6,330,800	
タカショ一	1,500	504.00	756,000	
IDOM	4,400	893.00	3,929,200	
進和	1,000	2,440.00	2,440,000	
エスケイジャパン	200	697.00	139,400	
ダイトロン	700	2,996.00	2,097,200	
シークス	2,400	1,566.00	3,758,400	

田中商事	200	807.00	161,400	
オーハシテクニカ	900	1,772.00	1,594,800	
白銅	500	2,437.00	1,218,500	
ダイコー通産	100	1,216.00	121,600	
伊藤忠商事	113,200	6,668.00	754,817,600	
丸紅	140,400	2,403.00	337,381,200	
高島	500	1,399.00	699,500	
長瀬産業	7,700	2,492.00	19,188,400	
蝶理	1,100	3,010.00	3,311,000	
豊田通商	14,800	9,364.00	138,587,200	
三共生興	2,300	768.00	1,766,400	
兼松	7,000	2,355.00	16,485,000	
ツカモトコーポレーション	100	1,240.00	124,000	
三井物産	126,900	6,118.00	776,374,200	
日本紙パルプ商事	800	5,040.00	4,032,000	
カメイ	1,800	1,870.00	3,366,000	
OUGホールディングス	100	2,598.00	259,800	
スターゼン	1,200	2,703.00	3,243,600	
山善	5,100	1,303.00	6,645,300	
椿本興業	400	6,700.00	2,680,000	
住友商事	101,900	3,434.00	349,924,600	
内田洋行	700	7,760.00	5,432,000	
三菱商事	333,700	2,889.50	964,226,150	
第一実業	1,600	1,916.00	3,065,600	
キヤノンマーケティングジャパン	3,900	4,321.00	16,851,900	
西華産業	700	2,999.00	2,099,300	
佐藤商事	1,200	1,733.00	2,079,600	
菱洋エレクトロ	1,600	3,885.00	6,216,000	
東京産業	1,600	746.00	1,193,600	
ユアサ商事	1,300	5,220.00	6,786,000	
神鋼商事	400	7,170.00	2,868,000	
トルク	400	288.00	115,200	
阪和興業	3,000	5,700.00	17,100,000	
正栄食品工業	1,100	4,710.00	5,181,000	
カナデン	1,300	1,534.00	1,994,200	
R Y O D E N	1,400	2,630.00	3,682,000	

岩谷産業	3,800	7,220.00	27,436,000	
ナイス	300	1,628.00	488,400	
ニチモウ	300	2,155.00	646,500	
極東貿易	1,000	2,118.00	2,118,000	
アステナホールディングス	3,200	470.00	1,504,000	
三愛オブリ	4,100	1,769.00	7,252,900	
稻畑産業	3,300	3,125.00	10,312,500	
G S I クレオス	900	2,410.00	2,169,000	
明和産業	2,000	711.00	1,422,000	
クワザワホールディングス	300	775.00	232,500	
ワキタ	2,800	1,600.00	4,480,000	
東邦ホールディングス	4,600	3,307.00	15,212,200	
サンゲツ	3,900	3,340.00	13,026,000	
ミツウロコグループホールディングス	2,100	1,485.00	3,118,500	
シナネンホールディングス	500	4,125.00	2,062,500	
伊藤忠エネクス	4,200	1,531.00	6,430,200	
サンリオ	4,800	6,639.00	31,867,200	
サンワテクノス	900	2,262.00	2,035,800	
リヨーサン	1,200	5,050.00	6,060,000	
新光商事	2,300	1,221.00	2,808,300	
トーホー	700	2,897.00	2,027,900	
三信電気	700	2,322.00	1,625,400	
東陽テクニカ	1,700	1,457.00	2,476,900	
モスフードサービス	2,500	3,530.00	8,825,000	
加賀電子	1,500	6,380.00	9,570,000	
ソーダニッカ	1,400	1,178.00	1,649,200	
立花エレテック	1,100	3,100.00	3,410,000	
フォーバル	700	1,215.00	850,500	
P A L T A C	2,300	4,321.00	9,938,300	
三谷産業	3,000	386.00	1,158,000	
太平洋興発	300	837.00	251,100	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	400	6,210.00	2,484,000	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,225.00	222,500	
コーナー商事ホールディングス	1,200	730.00	876,000	
K P P グループホールディングス	4,400	725.00	3,190,000	
ヤマタネ	800	2,479.00	1,983,200	

泉州電業	800	3,745.00	2,996,000	
トラスコ中山	3,500	2,397.00	8,389,500	
オートバックスセブン	5,900	1,660.50	9,796,950	
モリト	1,200	1,415.00	1,698,000	
加藤産業	2,100	4,745.00	9,964,500	
北恵	200	845.00	169,000	
イエローハット	2,700	1,916.00	5,173,200	
J Kホールディングス	1,300	1,007.00	1,309,100	
日伝	1,100	2,808.00	3,088,800	
北沢産業	500	340.00	170,000	
杉本商事	800	2,248.00	1,798,400	
因幡電機産業	4,400	3,565.00	15,686,000	
東テク	600	6,480.00	3,888,000	
ミスミグループ本社	25,400	2,253.50	57,238,900	
アルテック	400	257.00	102,800	
タキヒヨー	200	1,167.00	233,400	
蔵王産業	200	2,588.00	517,600	
スズケン	6,400	4,764.00	30,489,600	
ジェコス	1,000	1,153.00	1,153,000	
グローセル	1,800	748.00	1,346,400	
ローソン	3,600	10,265.00	36,954,000	
サンエー	1,300	4,525.00	5,882,500	
カワチ薬品	1,300	2,732.00	3,551,600	
エービーシー・マート	7,400	2,643.50	19,561,900	
ハードオフコーポレーション	600	1,835.00	1,101,000	
アスクル	4,100	1,996.00	8,183,600	
ゲオホールディングス	1,900	2,155.00	4,094,500	
アダストリア	2,000	3,615.00	7,230,000	
ジーフット	600	300.00	180,000	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	100	748.00	74,800	
くら寿司	2,000	3,925.00	7,850,000	
キャンドゥ	600	2,712.00	1,627,200	
I Kホールディングス	300	364.00	109,200	
パルグループホールディングス	3,300	2,342.00	7,728,600	
エディオン	6,700	1,562.00	10,465,400	
サーラコーポレーション	3,500	791.00	2,768,500	

ワッツ	400	608.00	243,200	
ハローズ	800	4,350.00	3,480,000	
フジオフードグループ本社	1,900	1,455.00	2,764,500	
あみやき亭	400	4,460.00	1,784,000	
大黒天物産	500	9,050.00	4,525,000	
ハニーズホールディングス	1,500	1,649.00	2,473,500	
ファーマライズホールディングス	200	649.00	129,800	
アルペン	1,400	2,001.00	2,801,400	
ハブ	300	719.00	215,700	
クオールホールディングス	2,300	1,603.00	3,686,900	
ジンズホールディングス	1,000	3,955.00	3,955,000	
ビックカメラ	9,000	1,353.00	12,177,000	
DCMホールディングス	8,900	1,402.00	12,477,800	
Monotaro	23,900	1,377.50	32,922,250	
東京一番フーズ	200	531.00	106,200	
J. フロント リテイリング	19,300	1,539.00	29,702,700	
ドトール・日レスホールディングス	3,000	2,134.00	6,402,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	30,600	2,694.50	82,451,700	
プロンコビリー	1,000	3,355.00	3,355,000	
ZOZO	10,700	3,429.00	36,690,300	
トレジャー・ファクトリー	900	1,429.00	1,286,100	
物語コーポレーション	2,800	4,750.00	13,300,000	
三越伊勢丹ホールディングス	28,400	2,035.50	57,808,200	
Hamee	700	1,057.00	739,900	
マーケットエンタープライズ	100	1,010.00	101,000	
ウエルシアホールディングス	8,700	2,613.50	22,737,450	
クリエイトSDホールディングス	2,400	3,210.00	7,704,000	
丸善CHIホールディングス	900	327.00	294,300	
ミサワ	200	631.00	126,200	
ティーライフ	100	1,398.00	139,800	
シュッピン	1,500	1,086.00	1,629,000	
オイシックス・ラ・大地	2,300	1,300.00	2,990,000	
ネクステージ	3,800	2,334.00	8,869,200	
ジョイフル本田	4,900	1,990.00	9,751,000	
鳥貴族ホールディングス	600	3,915.00	2,349,000	
ホットランド	1,300	1,997.00	2,596,100	

すかいらーくホールディングス	23,000	2,416.50	55,579,500	
S F P ホールディングス	900	2,108.00	1,897,200	
綿半ホールディングス	1,300	1,464.00	1,903,200	
ヨシックスホールディングス	400	2,891.00	1,156,400	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	4,700	1,000.00	4,700,000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	800	625.00	500,000	
B E E N O S	700	1,302.00	911,400	
あさひ	1,600	1,301.00	2,081,600	
日本調剤	1,200	1,457.00	1,748,400	
コスモス薬品	1,400	15,315.00	21,441,000	
トーエル	400	794.00	317,600	
セブン&アイ・ホールディングス	58,000	6,230.00	361,340,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	11,400	1,074.00	12,243,600	
ツルハホールディングス	3,500	10,895.00	38,132,500	
サンマルクホールディングス	1,400	2,215.00	3,101,000	
フェリシモ	200	919.00	183,800	
トリドールホールディングス	4,700	4,497.00	21,135,900	
TOKYO BASE	2,000	303.00	606,000	
ウイルプラスホールディングス	200	1,001.00	200,200	
J M ホールディングス	1,300	2,388.00	3,104,400	
サツドラホールディングス	300	814.00	244,200	
アレンザホールディングス	1,300	1,196.00	1,554,800	
串カツ田中ホールディングス	500	1,801.00	900,500	
バロックジャパンリミテッド	1,300	821.00	1,067,300	
クスリのアオキホールディングス	5,100	3,000.00	15,300,000	
FOOD & LIFE COMPANY	9,000	3,070.00	27,630,000	
メディカルシステムネットワーク	1,800	579.00	1,042,200	
一家ホールディングス	200	709.00	141,800	
ジャパンクラフトホールディングス	600	166.00	99,600	
はるやまホールディングス	400	596.00	238,400	
ノジマ	4,900	1,676.00	8,212,400	
カッパ・クリエイト	2,700	1,702.00	4,595,400	
ライトオン	600	411.00	246,600	
良品計画	18,400	2,154.50	39,642,800	
パリミキホールディングス	1,000	491.00	491,000	

アドヴァングループ	1,600	1,103.00	1,764,800	
アルビス	600	2,650.00	1,590,000	
コナカ	800	421.00	336,800	
ハウス オブ ローゼ	100	1,622.00	162,200	
G-7 ホールディングス	1,800	1,398.00	2,516,400	
イオン北海道	5,000	937.00	4,685,000	
コジマ	2,800	758.00	2,122,400	
ヒマラヤ	300	938.00	281,400	
コーナン商事	2,100	3,980.00	8,358,000	
エコス	600	2,469.00	1,481,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	34,000	3,390.00	115,260,000	
西松屋チェーン	3,300	2,169.00	7,157,700	
ゼンショーホールディングス	8,600	6,400.00	55,040,000	
ハーカスレイ	300	870.00	261,000	
サイゼリヤ	2,500	4,935.00	12,337,500	
V T ホールディングス	6,400	530.00	3,392,000	
魚力	600	2,431.00	1,458,600	
フジ・コーポレーション	800	1,765.00	1,412,000	
ユナイテッドアローズ	2,000	1,781.00	3,562,000	
ハイディ日高	2,500	2,816.00	7,040,000	
YU-WA C r e a t i o n H o l d i n g s	400	142.00	56,800	
コロワイド	7,200	2,275.50	16,383,600	
壳番屋	1,300	6,260.00	8,138,000	
P L A N T	200	1,607.00	321,400	
スギホールディングス	3,400	6,844.00	23,269,600	
薬王堂ホールディングス	800	2,639.00	2,111,200	
スクロール	2,500	961.00	2,402,500	
ヨンドシーホールディングス	1,600	1,967.00	3,147,200	
木曽路	2,500	2,589.00	6,472,500	
S R S ホールディングス	2,800	1,171.00	3,278,800	
千趣会	3,100	279.00	864,900	
リテールパートナーズ	2,500	1,716.00	4,290,000	
上新電機	1,700	2,375.00	4,037,500	
日本瓦斯	8,900	2,419.00	21,529,100	
ロイヤルホールディングス	3,000	2,540.00	7,620,000	

東天紅	100	842.00	84,200	
いなげや	1,600	1,240.00	1,984,000	
チヨダ	1,600	896.00	1,433,600	
ライフコーポレーション	1,800	3,750.00	6,750,000	
リンガーハット	2,200	2,412.00	5,306,400	
Mr Max HD	2,100	624.00	1,310,400	
AOKI ホールディングス	3,600	1,144.00	4,118,400	
オークワ	2,400	903.00	2,167,200	
コメリ	2,600	3,330.00	8,658,000	
青山商事	3,600	1,772.00	6,379,200	
しまむら	2,000	16,260.00	32,520,000	
はせがわ	400	353.00	141,200	
高島屋	11,600	2,220.00	25,752,000	
松屋	2,900	962.00	2,789,800	
エイチ・ツー・オー リテイリング	7,500	1,799.00	13,492,500	
近鉄百貨店	700	2,567.00	1,796,900	
丸井グループ	11,200	2,479.00	27,764,800	
アクシアル リテイリング	1,200	3,940.00	4,728,000	
イオン	57,100	3,625.00	206,987,500	
イズミ	3,000	3,526.00	10,578,000	
平和堂	2,800	2,195.00	6,146,000	
フジ	2,600	1,961.00	5,098,600	
ヤオコー	1,900	8,414.00	15,986,600	
ゼビオホールディングス	2,300	986.00	2,267,800	
ケーズホールディングス	11,300	1,282.00	14,486,600	
Olympic グループ	400	551.00	220,400	
日産東京販売ホールディングス	1,100	518.00	569,800	
シルバーライフ	300	817.00	245,100	
Genky Drug Stores	700	6,350.00	4,445,000	
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,222.00	122,200	
ブックオフグループホールディングス	1,000	1,221.00	1,221,000	
ギフトホールディングス	700	2,810.00	1,967,000	
AINホールディングス	2,300	4,826.00	11,099,800	
元気寿司	900	3,525.00	3,172,500	
ヤマダホールディングス	51,800	440.00	22,792,000	
アークランズ	5,000	1,706.00	8,530,000	

ニトリホールディングス	6,100	21,280.00	129,808,000	
愛眼	600	181.00	108,600	
ケーユーホールディングス	800	1,188.00	950,400	
吉野家ホールディングス	6,200	3,279.00	20,329,800	
松屋フーズホールディングス	800	5,640.00	4,512,000	
サガミホールディングス	2,500	1,538.00	3,845,000	
関西フードマーケット	1,200	1,505.00	1,806,000	
王将フードサービス	1,300	7,810.00	10,153,000	
ミニストップ	1,200	1,624.00	1,948,800	
アークス	3,100	2,895.00	8,974,500	
バローホールディングス	3,200	2,500.00	8,000,000	
ベルク	800	6,500.00	5,200,000	
大庄	800	1,324.00	1,059,200	
ファーストリテイリング	7,600	40,160.00	305,216,000	
サンドラッグ	5,700	4,436.00	25,285,200	
サックスバー ホールディングス	1,400	861.00	1,205,400	
ヤマザワ	200	1,265.00	253,000	
やまや	200	3,380.00	676,000	
ベルーナ	4,100	616.00	2,525,600	
いよぎんホールディングス	18,600	1,078.50	20,060,100	
しづおかフィナンシャルグループ	34,800	1,400.00	48,720,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	13,200	1,079.00	14,242,800	
楽天銀行	5,500	2,310.00	12,705,000	
京都フィナンシャルグループ	19,900	2,386.50	47,491,350	
島根銀行	200	519.00	103,800	
じもとホールディングス	600	543.00	325,800	
めぶきフィナンシャルグループ	77,800	426.10	33,150,580	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,000	4,070.00	8,140,000	
九州フィナンシャルグループ	30,300	941.10	28,515,330	
ゆうちょ銀行	172,300	1,480.00	255,004,000	
富山第一銀行	5,000	831.00	4,155,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	84,100	700.80	58,937,280	
西日本フィナンシャルホールディングス	8,900	1,623.00	14,444,700	
三十三フィナンシャルグループ	1,400	1,876.00	2,626,400	
第四北越フィナンシャルグループ	2,500	4,020.00	10,050,000	
ひろぎんホールディングス	22,300	999.60	22,291,080	

おきなわフィナンシャルグループ	1,300	2,413.00	3,136,900	
十六フィナンシャルグループ	2,000	4,090.00	8,180,000	
北國フィナンシャルホールディングス	1,600	4,495.00	7,192,000	
プロクレアホールディングス	1,800	1,852.00	3,333,600	
あいちフィナンシャルグループ	2,400	2,574.00	6,177,600	
あおぞら銀行	11,300	2,156.00	24,362,800	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	954,600	1,410.50	1,346,463,300	
りそなホールディングス	182,800	815.10	149,000,280	
三井住友トラスト・ホールディングス	56,400	2,938.50	165,731,400	
三井住友フィナンシャルグループ	111,500	7,682.00	856,543,000	
千葉銀行	43,700	1,104.00	48,244,800	
群馬銀行	30,400	764.90	23,252,960	
武蔵野銀行	2,200	2,660.00	5,852,000	
千葉興業銀行	3,000	811.00	2,433,000	
筑波銀行	6,900	244.00	1,683,600	
七十七銀行	4,600	3,630.00	16,698,000	
秋田銀行	1,100	2,032.00	2,235,200	
山形銀行	1,800	1,095.00	1,971,000	
岩手銀行	1,000	2,525.00	2,525,000	
東邦銀行	12,400	314.00	3,893,600	
東北銀行	400	1,207.00	482,800	
ふくおかフィナンシャルグループ	13,600	3,750.00	51,000,000	
スルガ銀行	13,800	760.00	10,488,000	
八十二銀行	33,600	778.40	26,154,240	
山梨中央銀行	1,800	1,726.00	3,106,800	
大垣共立銀行	3,000	1,978.00	5,934,000	
福井銀行	1,400	1,749.00	2,448,600	
清水銀行	600	1,567.00	940,200	
富山銀行	100	1,755.00	175,500	
滋賀銀行	2,600	3,890.00	10,114,000	
南都銀行	2,400	2,650.00	6,360,000	
百五銀行	14,700	585.00	8,599,500	
紀陽銀行	5,600	1,753.00	9,816,800	
ほくほくフィナンシャルグループ	9,700	1,592.00	15,442,400	
山陰合同銀行	9,800	1,010.00	9,898,000	
鳥取銀行	300	1,400.00	420,000	

百十四銀行	1,600	2,676.00	4,281,600	
四国銀行	2,300	1,057.00	2,431,100	
阿波銀行	2,200	2,393.00	5,264,600	
大分銀行	1,000	2,647.00	2,647,000	
宮崎銀行	1,000	2,712.00	2,712,000	
佐賀銀行	900	1,886.00	1,697,400	
琉球銀行	3,300	1,111.00	3,666,300	
セブン銀行	49,100	295.60	14,513,960	
みずほフィナンシャルグループ	211,600	2,705.50	572,483,800	
高知銀行	300	965.00	289,500	
山口フィナンシャルグループ	15,400	1,450.50	22,337,700	
名古屋銀行	1,000	5,590.00	5,590,000	
北洋銀行	23,800	341.00	8,115,800	
大光銀行	200	1,407.00	281,400	
愛媛銀行	2,100	1,062.00	2,230,200	
トマト銀行	300	1,207.00	362,100	
京葉銀行	6,600	701.00	4,626,600	
栃木銀行	7,800	306.00	2,386,800	
北日本銀行	500	2,199.00	1,099,500	
東和銀行	2,900	647.00	1,876,300	
福島銀行	800	231.00	184,800	
大東銀行	300	738.00	221,400	
トモニホールディングス	14,800	392.00	5,801,600	
フィデアホールディングス	1,600	1,573.00	2,516,800	
池田泉州ホールディングス	21,700	345.00	7,486,500	
F P G	5,300	1,779.00	9,428,700	
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,600	940.00	2,444,000	
マーキュリアホールディングス	400	710.00	284,000	
S B I ホールディングス	23,000	3,919.00	90,137,000	
ジャフコ グループ	4,700	1,700.00	7,990,000	
大和証券グループ本社	121,400	1,049.00	127,348,600	
野村ホールディングス	263,600	816.60	215,255,760	
岡三証券グループ	13,800	683.00	9,425,400	
丸三証券	5,200	928.00	4,825,600	
東洋証券	4,200	336.00	1,411,200	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	18,600	556.00	10,341,600	

光世証券	200	590.00	118,000	
水戸証券	4,600	460.00	2,116,000	
いちよし証券	2,900	752.00	2,180,800	
松井証券	7,700	835.00	6,429,500	
マネックスグループ	15,300	818.00	12,515,400	
極東証券	2,200	979.00	2,153,800	
岩井コスモホールディングス	1,800	2,140.00	3,852,000	
アイザワ証券グループ	2,300	1,218.00	2,801,400	
マネーパートナーズグループ	700	302.00	211,400	
スパークス・グループ	1,800	1,786.00	3,214,800	
かんぽ生命保険	16,000	2,818.50	45,096,000	
F P パートナー	300	6,450.00	1,935,000	
S O M P O ホールディングス	23,600	8,229.00	194,204,400	
アニコム ホールディングス	5,300	591.00	3,132,300	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	35,100	6,616.00	232,221,600	
第一生命ホールディングス	76,600	3,194.00	244,660,400	
東京海上ホールディングス	154,900	4,277.00	662,507,300	
T & D ホールディングス	42,100	2,440.50	102,745,050	
アドバンスクリエイト	900	1,034.00	930,600	
全国保証	4,100	5,466.00	22,410,600	
あんしん保証	300	244.00	73,200	
ジェイリース	500	2,504.00	1,252,000	
イントラスト	300	795.00	238,500	
日本モーゲージサービス	400	528.00	211,200	
C a s a	300	830.00	249,000	
S B I アルヒ	1,500	915.00	1,372,500	
プレミアグループ	2,700	1,674.00	4,519,800	
ネットプロテクションズホールディングス	5,200	163.00	847,600	
クレディセゾン	9,900	2,781.50	27,536,850	
芙蓉総合リース	1,500	13,640.00	20,460,000	
みずほリース	2,600	5,340.00	13,884,000	
東京センチュリー	11,700	1,610.00	18,837,000	
日本証券金融	5,800	1,679.00	9,738,200	
アイフル	23,100	400.00	9,240,000	
リコーリース	1,500	5,110.00	7,665,000	

イオンフィナンシャルサービス	9,000	1,338.00	12,042,000	
アコム	28,000	386.40	10,819,200	
ジャックス	1,700	5,470.00	9,299,000	
オリエントコーポレーション	5,100	1,072.00	5,467,200	
オリックス	95,600	3,027.00	289,381,200	
三菱H C キャピタル	69,800	1,034.50	72,208,100	
九州リースサービス	300	1,233.00	369,900	
日本取引所グループ	40,900	3,695.00	151,125,500	
イー・ギャランティ	2,600	1,841.00	4,786,600	
アサックス	300	728.00	218,400	
N E C キャピタルソリューション	800	3,640.00	2,912,000	
大東建託	5,800	17,495.00	101,471,000	
いちご	18,100	390.00	7,059,000	
日本駐車場開発	16,600	180.00	2,988,000	
スター・マイカ・ホールディングス	1,800	535.00	963,000	
S R E ホールディングス	700	3,180.00	2,226,000	
A D ワークスグループ	1,800	242.00	435,600	
ヒューリック	36,600	1,550.50	56,748,300	
野村不動産ホールディングス	8,700	3,834.00	33,355,800	
三重交通グループホールディングス	3,400	586.00	1,992,400	
サムティ	2,500	2,494.00	6,235,000	
ディア・ライフ	2,700	970.00	2,619,000	
コーチー・アール・イー	200	900.00	180,000	
地主	1,200	2,306.00	2,767,200	
プレサンスコーポレーション	2,500	1,692.00	4,230,000	
T H E グローバル社	500	409.00	204,500	
ハウスコム	100	911.00	91,100	
J P M C	900	1,151.00	1,035,900	
サンセイランディック	200	1,080.00	216,000	
エストラスト	100	663.00	66,300	
フージャースホールディングス	2,400	1,047.00	2,512,800	
オープンハウスグループ	5,700	4,698.00	26,778,600	
東急不動産ホールディングス	47,100	991.30	46,690,230	
飯田グループホールディングス	15,000	2,091.00	31,365,000	
イーグランド	100	1,573.00	157,300	
ムゲンエステート	500	1,160.00	580,000	

ビーロット	500	1,035.00	517,500	
ファーストプラザーズ	200	1,257.00	251,400	
A n d D o ホールディングス	1,000	1,105.00	1,105,000	
シーアールイー	900	1,349.00	1,214,100	
ケイアイスター不動産	800	3,340.00	2,672,000	
アグレ都市デザイン	100	1,586.00	158,600	
グッドコムアセット	1,500	751.00	1,126,500	
ジェイ・エス・ビー	800	2,716.00	2,172,800	
ロードスターキャピタル	1,000	1,943.00	1,943,000	
テンポイノベーション	200	936.00	187,200	
グローバル・リンク・マネジメント	200	2,503.00	500,600	
フェイスネットワーク	200	1,561.00	312,200	
霞ヶ関キャピタル	400	11,190.00	4,476,000	
パーク24	10,200	1,890.00	19,278,000	
パラカ	600	1,941.00	1,164,600	
ミガロホールディングス	100	1,398.00	139,800	
三井不動産	72,500	3,971.00	287,897,500	
三菱地所	102,500	2,087.50	213,968,750	
平和不動産	2,500	3,945.00	9,862,500	
東京建物	13,700	2,231.50	30,571,550	
京阪神ビルディング	2,900	1,488.00	4,315,200	
住友不動産	22,700	4,575.00	103,852,500	
テーオーシー	2,800	683.00	1,912,400	
スタートコーポレーション	2,200	2,978.00	6,551,600	
フジ住宅	2,000	709.00	1,418,000	
空港施設	2,200	613.00	1,348,600	
明和地所	900	1,286.00	1,157,400	
ゴールドクロスト	1,300	2,303.00	2,993,900	
エスリード	700	3,370.00	2,359,000	
日神グループホールディングス	2,500	507.00	1,267,500	
日本エスコン	2,900	986.00	2,859,400	
M I R A R T H ホールディングス	7,200	493.00	3,549,600	
AVANTIA	400	897.00	358,800	
イオンモール	8,100	1,845.50	14,948,550	
毎日コムネット	300	759.00	227,700	
ファースト住建	300	1,103.00	330,900	

カチタス	4,200	1,953.00	8,202,600	
トーセイ	2,600	2,051.00	5,332,600	
穴吹興産	200	2,061.00	412,200	
サンフロンティア不動産	2,300	1,661.00	3,820,300	
F J ネクストホールディングス	1,700	1,227.00	2,085,900	
インテリックス	200	559.00	111,800	
ランドビジネス	300	281.00	84,300	
サンネクスタグループ	200	962.00	192,400	
グランディハウス	1,200	638.00	765,600	
日本空港ビルデング	5,500	5,861.00	32,235,500	
明豊ファシリティワークス	400	934.00	373,600	
L I F U L L	5,600	198.00	1,108,800	
M I X I	3,500	2,451.00	8,578,500	
ジェイエイシーリクルートメント	5,900	692.00	4,082,800	
日本M&Aセンターホールディングス	26,100	909.40	23,735,340	
メンバーズ	600	928.00	556,800	
中広	100	412.00	41,200	
U T グループ	2,100	3,325.00	6,982,500	
アイティメディア	600	2,024.00	1,214,400	
ケアネット	2,500	696.00	1,740,000	
E・J ホールディングス	1,000	1,686.00	1,686,000	
オープンアップグループ	4,900	2,304.00	11,289,600	
コシダカホールディングス	4,900	939.00	4,601,100	
アルトナー	300	2,189.00	656,700	
パソナグループ	2,000	2,840.00	5,680,000	
C D S	200	1,702.00	340,400	
リンクアンドモチベーション	4,700	577.00	2,711,900	
エス・エム・エス	5,700	2,628.50	14,982,450	
サニーサイドアップグループ	300	599.00	179,700	
パーソルホールディングス	166,600	243.40	40,550,440	
リニカル	500	528.00	264,000	
クックパッド	4,500	131.00	589,500	
エスクリ	300	274.00	82,200	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	400	733.00	293,200	
学情	900	1,796.00	1,616,400	
スタジオアリス	800	2,074.00	1,659,200	

エプコ	200	956.00	191,200	
N J S	400	2,705.00	1,082,000	
綜合警備保障	27,300	793.00	21,648,900	
カカクコム	10,800	1,616.50	17,458,200	
アイロムグループ	700	1,825.00	1,277,500	
セントケア・ホールディング	1,200	951.00	1,141,200	
サイネックス	100	828.00	82,800	
ルネサンス	1,300	1,014.00	1,318,200	
ディップ	2,500	2,738.00	6,845,000	
デジタルホールディングス	900	1,222.00	1,099,800	
新日本科学	1,500	1,625.00	2,437,500	
キャリアデザインセンター	200	1,817.00	363,400	
ベネフィット・ワン	5,700	2,169.50	12,366,150	
エムスリー	32,300	2,049.50	66,198,850	
ツカダ・グローバルホールディング	500	423.00	211,500	
プラス	100	689.00	68,900	
アウトソーシング	10,500	1,744.00	18,312,000	
ウェルネット	700	548.00	383,600	
ワールドホールディングス	700	2,490.00	1,743,000	
ディー・エヌ・エー	5,800	1,282.50	7,438,500	
博報堂D Y ホールディングス	20,900	1,391.50	29,082,350	
ぐるなび	3,100	265.00	821,500	
タカミヤ	2,200	544.00	1,196,800	
ファンコミュニケーションズ	2,300	394.00	906,200	
ライク	600	1,523.00	913,800	
A o b a - B B T	300	399.00	119,700	
エスプール	4,700	311.00	1,461,700	
W D B ホールディングス	800	2,323.00	1,858,400	
ティア	400	488.00	195,200	
C D G	100	1,245.00	124,500	
アドウェイズ	2,300	462.00	1,062,600	
バリューコマース	1,400	1,223.00	1,712,200	
インフォマート	17,000	392.00	6,664,000	
J P ホールディングス	4,200	443.00	1,860,600	
エコナックホールディングス	600	134.00	80,400	
C L ホールディングス	400	961.00	384,400	

プレステージ・インターナショナル	7,700	599.00	4,612,300	
アミューズ	1,000	1,577.00	1,577,000	
ドリームインキュベータ	600	3,170.00	1,902,000	
クイック	1,100	2,479.00	2,726,900	
T A C	400	191.00	76,400	
電通グループ	16,100	4,159.00	66,959,900	
ティクアンドギヴ・ニーズ	600	1,271.00	762,600	
ぴあ	600	3,300.00	1,980,000	
イオンファンタジー	600	2,478.00	1,486,800	
シーティーエス	2,100	752.00	1,579,200	
N E X Y Z . G r o u p	200	706.00	141,200	
H. U. グループホールディングス	4,800	2,665.00	12,792,000	
アルプス技研	1,600	2,955.00	4,728,000	
日本空調サービス	1,800	891.00	1,603,800	
オリエンタルランド	86,600	5,247.00	454,390,200	
ダスキン	3,700	3,332.00	12,328,400	
明光ネットワークジャパン	2,000	722.00	1,444,000	
ファルコホールディングス	700	2,303.00	1,612,100	
秀英予備校	200	307.00	61,400	
ラウンドワン	15,400	699.00	10,764,600	
リゾートトラスト	7,100	2,542.00	18,048,200	
ビー・エム・エル	2,000	2,686.00	5,372,000	
リゾー教育	8,400	234.00	1,965,600	
早稲田アカデミー	900	1,685.00	1,516,500	
ユー・エス・エス	18,300	2,629.50	48,119,850	
東京個別指導学院	2,000	447.00	894,000	
サイバーエージェント	36,100	1,038.00	37,471,800	
楽天グループ	140,200	641.70	89,966,340	
クリーク・アンド・リバー社	800	1,971.00	1,576,800	
S B I グローバルアセットマネジメント	3,200	708.00	2,265,600	
テー・オー・ダブリュー	3,200	357.00	1,142,400	
山田コンサルティンググループ	700	1,736.00	1,215,200	
セントラルスポーツ	600	2,435.00	1,461,000	
フルキャストホールディングス	1,600	1,526.00	2,441,600	
エン・ジャパン	2,700	2,905.00	7,843,500	
リソルホールディングス	100	6,030.00	603,000	

テクノプロ・ホールディングス	9,600	3,320.00	31,872,000	
アトラグループ	200	186.00	37,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	900	1,328.00	1,195,200	
K e e P e r 技研	1,000	6,480.00	6,480,000	
ファーストロジック	200	499.00	99,800	
三機サービス	100	1,316.00	131,600	
G u n o s y	1,300	711.00	924,300	
デザインワン・ジャパン	200	134.00	26,800	
イー・ガーディアン	600	1,412.00	847,200	
リブセンス	400	244.00	97,600	
ジャパンマテリアル	5,000	2,542.00	12,710,000	
ベクトル	2,000	1,207.00	2,414,000	
ウチヤマホールディングス	300	371.00	111,300	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,400	1,340.00	1,876,000	
キャリアリンク	600	2,590.00	1,554,000	
I B J	1,300	640.00	832,000	
アサンテ	800	1,649.00	1,319,200	
バリューHR	1,400	1,362.00	1,906,800	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,300	2,392.00	3,109,600	
ライドオンエクスプレスホールディングス	700	1,030.00	721,000	
E R I ホールディングス	200	1,853.00	370,600	
アビスト	100	3,145.00	314,500	
シグマクシス・ホールディングス	2,200	1,606.00	3,533,200	
ウィルグループ	1,400	1,118.00	1,565,200	
エスクロー・エージェント・ジャパン	900	141.00	126,900	
メドピア	1,500	673.00	1,009,500	
レアジョブ	200	915.00	183,000	
リクルートホールディングス	121,100	6,281.00	760,629,100	
エラン	2,200	1,020.00	2,244,000	
土木管理総合試験所	400	326.00	130,400	
日本郵政	192,300	1,432.50	275,469,750	
ベルシステム24ホールディングス	1,800	1,850.00	3,330,000	
鎌倉新書	1,400	586.00	820,400	
S M N	200	354.00	70,800	
一蔵	100	581.00	58,100	
グローバルキッズCOMPANY	200	651.00	130,200	

エアトリ	1,200	1,787.00	2,144,400	
アトラエ	1,000	552.00	552,000	
ストライク	700	4,935.00	3,454,500	
ソラスト	4,500	515.00	2,317,500	
セラク	500	1,121.00	560,500	
インソース	3,600	764.00	2,750,400	
ベイカレント・コンサルティング	12,000	3,188.00	38,256,000	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	400	950.00	380,000	
アイモバイル	2,200	450.00	990,000	
キャリアインデックス	300	190.00	57,000	
M S - J a p a n	600	1,158.00	694,800	
船場	200	1,021.00	204,200	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	5,300	2,157.00	11,432,100	
フルテック	100	1,120.00	112,000	
グリーンズ	300	2,054.00	616,200	
ツナググループ・ホールディングス	200	900.00	180,000	
G a m e W i t h	300	305.00	91,500	
M S & C o n s u l t i n g	100	596.00	59,600	
ウェルビー	800	1,084.00	867,200	
エル・ティー・エス	200	2,835.00	567,000	
ミダックホールディングス	1,000	1,678.00	1,678,000	
キュービーネットホールディングス	1,000	1,483.00	1,483,000	
R P A ホールディングス	2,200	260.00	572,000	
スプリックス	200	793.00	158,600	
マネジメントソリューションズ	700	2,863.00	2,004,100	
プロレド・パートナーズ	400	350.00	140,000	
a n d f a c t o r y	200	310.00	62,000	
テノ. ホールディングス	100	554.00	55,400	
フロンティア・マネジメント	400	1,593.00	637,200	
ピアラ	200	316.00	63,200	
コプロ・ホールディングス	300	1,638.00	491,400	
ギークス	100	474.00	47,400	
アンビスホールディングス	1,800	2,534.00	4,561,200	
カーブスホールディングス	4,500	737.00	3,316,500	
フォーラムエンジニアリング	2,200	924.00	2,032,800	

Fast Fitness Japan	600	1,099.00	659,400	
ダイレクトマークティングミックス	1,700	356.00	605,200	
ボピンズ	300	1,610.00	483,000	
LITALICO	1,300	2,179.00	2,832,700	
コンフィデンス・インターワークス	100	1,585.00	158,500	
アドバンテッジリスクマネジメント	400	440.00	176,000	
リログループ	8,200	1,313.00	10,766,600	
東祥	1,200	789.00	946,800	
I D & E ホールディングス	1,000	3,635.00	3,635,000	
ビーウィズ	400	1,830.00	732,000	
T R E ホールディングス	3,100	1,279.00	3,964,900	
人・夢・技術グループ	600	1,797.00	1,078,200	
N I S S O ホールディングス	1,400	815.00	1,141,000	
大栄環境	3,000	2,653.00	7,959,000	
日本管財ホールディングス	1,700	2,572.00	4,372,400	
M&A総研ホールディングス	800	6,300.00	5,040,000	
エイチ・アイ・エス	4,700	1,753.00	8,239,100	
ラックランド	800	2,632.00	2,105,600	
共立メンテナンス	2,600	6,343.00	16,491,800	
イチネンホールディングス	1,700	1,645.00	2,796,500	
建設技術研究所	900	5,830.00	5,247,000	
スペース	1,100	948.00	1,042,800	
燐ホールディングス	1,500	1,056.00	1,584,000	
スバル興業	500	3,115.00	1,557,500	
東京テアトル	300	1,147.00	344,100	
タナベコンサルティンググループ	600	1,043.00	625,800	
ナガワ	500	7,190.00	3,595,000	
東京都競馬	1,400	4,525.00	6,335,000	
常磐興産	300	1,241.00	372,300	
カナモト	2,500	2,801.00	7,002,500	
ニシオホールディングス	1,500	3,840.00	5,760,000	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	4,700	23.00	108,100	
トランス・コスマス	2,000	3,030.00	6,060,000	
乃村工藝社	7,100	870.00	6,177,000	
藤田観光	700	6,700.00	4,690,000	
K N T - C T ホールディングス	1,000	1,223.00	1,223,000	

トーカイ	1,500	2,082.00	3,123,000	
セコム	16,700	10,725.00	179,107,500	
セントラル警備保障	900	2,605.00	2,344,500	
丹青社	3,200	805.00	2,576,000	
メイテックグループホールディングス	5,900	3,066.00	18,089,400	
応用地質	1,500	2,392.00	3,588,000	
船井総研ホールディングス	3,400	2,534.00	8,615,600	
進学会ホールディングス	200	259.00	51,800	
オオバ	500	1,003.00	501,500	
いであ	200	2,094.00	418,800	
学究社	700	2,151.00	1,505,700	
ベネッセホールディングス	5,500	2,595.00	14,272,500	
イオンディライト	1,800	3,590.00	6,462,000	
ナック	1,400	537.00	751,800	
ダイセキ	3,300	4,000.00	13,200,000	
ステップ	600	2,001.00	1,200,600	
合 計	24,465,400		58,975,846,010	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間（2024 年 2 月 14 日から 2024 年 8 月 13 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月25日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンドTSPの2024年2月14日から2024年8月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックスファンドTSPの2024年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月14日から2024年8月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【インデックスファンドT S P】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	前計算期間末 2024年2月13日現在	当中間計算期間末 2024年8月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	661, 032, 515	425, 301, 381
親投資信託受益証券	29, 193, 662, 318	28, 737, 970, 801
派生商品評価勘定	17, 766, 200	10, 033, 400
未収入金	12, 443, 400	163, 000, 000
未収利息	-	2, 790
前払金	-	28, 325, 000
差入委託証拠金	26, 335, 336	64, 730, 608
流動資産合計	29, 911, 239, 769	29, 429, 363, 980
資産合計	29, 911, 239, 769	29, 429, 363, 980
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	21, 176, 050
前受金	9, 345, 000	-
未払収益分配金	557, 756, 035	-
未払解約金	60, 478, 053	19, 521, 202
未払受託者報酬	15, 001, 675	16, 957, 135
未払委託者報酬	63, 007, 292	71, 220, 217
未払利息	28	-
その他未払費用	600, 008	678, 219
流動負債合計	706, 188, 091	129, 552, 823
負債合計	706, 188, 091	129, 552, 823
純資産の部		
元本等		
元本	21, 452, 155, 194	21, 828, 171, 262
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7, 752, 896, 484	7, 471, 639, 895
（分配準備積立金）	11, 697, 488, 234	10, 987, 828, 125
元本等合計	29, 205, 051, 678	29, 299, 811, 157
純資産合計	29, 205, 051, 678	29, 299, 811, 157
負債純資産合計	29, 911, 239, 769	29, 429, 363, 980

(2)【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023年2月14日 至 2023年8月13日	当中間計算期間 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日
営業収益		
受取利息	114	154,175
有価証券売買等損益	4,070,511,513	△274,691,517
派生商品取引等損益	67,970,200	△29,561,350
営業収益合計	4,138,481,827	△304,098,692
営業費用		
支払利息	60,143	805
受託者報酬	13,228,011	16,957,135
委託者報酬	55,557,900	71,220,217
その他費用	529,090	678,219
営業費用合計	69,375,144	88,856,376
営業利益又は営業損失(△)	4,069,106,683	△392,955,068
経常利益又は経常損失(△)	4,069,106,683	△392,955,068
中間純利益又は中間純損失(△)	4,069,106,683	△392,955,068
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	156,348,366	94,411,877
期首剩余金又は期首次損金(△)	666,089,261	7,752,896,484
剩余金増加額又は欠損金減少額	103,099,661	697,930,679
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	103,099,661	697,930,679
剩余金減少額又は欠損金増加額	47,270,792	491,820,323
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	47,270,792	491,820,323
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金(△)	4,634,676,447	7,471,639,895

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		前計算期間末 2024年2月13日現在	当中間計算期間末 2024年8月13日現在
1.	期首元本額	22,142,274,575円	21,452,155,194円
	期中追加設定元本額	2,345,566,222円	1,730,932,546円
	期中一部解約元本額	3,035,685,603円	1,354,916,478円
2.	受益権の総数	21,452,155,194口	21,828,171,262口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2023年2月14日 至 2023年8月13日	当中間計算期間 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 2024年2月13日現在	当中間計算期間末 2024年8月13日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

前計算期間末 (2024年2月13日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引			

	買建	404,145,000	-	421,920,000	17,775,000
	合計	404,145,000	-	421,920,000	17,775,000

当中間計算期間末（2024年8月13日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	うち1年以内	
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	598,550,000	-	587,420,000	△11,130,000
	合計	598,550,000	-	587,420,000	△11,130,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

前計算期間末 2024年2月13日現在		当中間計算期間末 2024年8月13日現在	
1口当たり純資産額	1,3614 円	1口当たり純資産額	1,3423 円
(1万口当たり純資産額)	(13,614 円)	(1万口当たり純資産額)	(13,423 円)

当ファンドは、「インデックス マザーファンド TOP IX」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックス マザーファンド T O P I X

貸借対照表

(単位 : 円)

	2024年2月13日現在	2024年8月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,894,632	210,384,743
株式	58,975,846,010	58,736,082,580
派生商品評価勘定	14,051,850	3,869,450
未収配当金	81,773,805	75,884,509
未収利息	-	1,380
前払金	-	9,650,000
流動資産合計	59,122,566,297	59,035,872,662
資産合計	59,122,566,297	59,035,872,662
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	9,622,200
前受金	10,104,600	-
未払解約金	9,628,691	163,000,000
未払利息	2	-
流動負債合計	19,733,293	172,622,200
負債合計	19,733,293	172,622,200
純資産の部		
元本等		
元本	16,273,566,271	16,386,860,815
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	42,829,266,733	42,476,389,647
元本等合計	59,102,833,004	58,863,250,462
純資産合計	59,102,833,004	58,863,250,462
負債純資産合計	59,122,566,297	59,035,872,662

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2024年2月13日現在	2024年8月13日現在
1. 期首	2023年2月14日	2024年2月14日
期首元本額	16,646,197,644円	16,273,566,271円
期首からの追加設定元本額	1,633,205,848円	887,911,505円
期首からの一部解約元本額	2,005,837,221円	774,616,961円
元本の内訳 ※		
インデックスファンドT S P	8,038,345,261円	8,000,325,938円
財形株投（一般財形30）	9,649,223円	10,004,102円
財形株投（一般財形50）	28,312,439円	27,251,759円
財形株投（年金・住宅財形30）	21,535,781円	22,225,724円
インデックスファンドTOPIX（日本株式）	7,613,676,716円	7,762,240,326円
TOPIXインデックスファンド（個人型年金向け）	542,238,844円	564,812,966円
時間分散型バランスファンド（安定指向）2016-08	14,943,387円	一円
時間分散型バランスファンド（安定指向）2017-02 計	4,864,620円 16,273,566,271円	一円 16,386,860,815円
2. 受益権の総数	16,273,566,271口	16,386,860,815口
3. 担保資産 デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式		
	592,426,000円	680,693,600円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2024年2月13日現在	2024年8月13日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2024年2月13日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	うち1年未満	
市場取引	株価指数先物取引 買建	117,795,400	—	131,850,000	14,054,600
	合計	117,795,400	—	131,850,000	14,054,600

(2024年8月13日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	うち1年未満	
市場取引	株価指数先物取引 買建	133,450,000	—	127,700,000	△5,750,000
	合計	133,450,000	—	127,700,000	△5,750,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

2024年2月13日現在		2024年8月13日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,6318円 (36,318円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,5921円 (35,921円)

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 8 月 30 日現在です。

【インデックスファンドT S P】

【純資産額計算書】

I 資産総額	31,097,228,973円
II 負債総額	11,992,313円
III 純資産総額 (I - II)	31,085,236,660円
IV 発行済口数	21,801,576,970口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1.4258円

(参考)

インデックス マザーファンド T O P I X

純資産額計算書

I 資産総額	62,862,822,573円
II 負債総額	50,299,727円
III 純資産総額 (I - II)	62,812,522,846円
IV 発行済口数	16,457,261,761口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	3.8167円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年8月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2024年8月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2024年8月末現在）

- 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024年8月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	771	299, 204
株式投資信託	725	261, 663
単位型	270	7, 372
追加型	455	254, 290
公社債投資信託	46	37, 541
単位型	33	992
追加型	13	36, 548

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋宗 勝彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三上 和彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	42,036	31,198
金銭の信託	—	3,899
有価証券	1,025	1
前払費用	908	814
未収入金	※ 4	410
未収委託者報酬	21,336	21,592
未収収益	※ 3	589
関係会社短期貸付金	3,318	—
立替金	1,015	1,089
その他	※ 2	1,233
流動資産合計	<hr/> 71,875	<hr/> 61,434
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1	245
器具備品	※ 1	122
有形固定資産合計	<hr/> 367	<hr/> 368
無形固定資産		
ソフトウエア	390	438
無形固定資産合計	<hr/> 390	<hr/> 438
投資その他の資産		
投資有価証券	23,274	28,465
関係会社株式	22,366	37,647
長期差入保証金	375	285
繰延税金資産	448	—
投資その他の資産合計	<hr/> 46,465	<hr/> 66,398
固定資産合計	<hr/> 47,224	<hr/> 67,205
資産合計	<hr/> 119,099	<hr/> 128,640

(単位：百万円)

	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	433	451
未払金	7, 557	9, 211
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	6, 586	8, 330
その他未払金	892	803
未払費用	※ 3	4, 227
未払法人税等	—	1, 644
未払消費税等	—	※ 4
賞与引当金	2, 563	2, 619
役員賞与引当金	218	232
その他	647	683
流動負債合計	<hr/> 15, 648	<hr/> 19, 547
固定負債		
退職給付引当金	1, 424	1, 448
賞与引当金	437	565
役員賞与引当金	16	56
繰延税金負債	—	295
その他	181	251
固定負債合計	<hr/> 2, 059	<hr/> 2, 617
負債合計	<hr/> 17, 708	<hr/> 22, 165
純資産の部		
株主資本		
資本金	17, 363	17, 363
資本剰余金		
資本準備金	5, 220	5, 220
資本剰余金合計	<hr/> 5, 220	<hr/> 5, 220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	79, 307	82, 591
利益剰余金合計	<hr/> 79, 307	<hr/> 82, 591
自己株式	△2, 067	△2, 067
株主資本合計	<hr/> 99, 823	<hr/> 103, 107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2, 056	4, 523
繰延ヘッジ損益	△488	△1, 155
評価・換算差額等合計	<hr/> 1, 567	<hr/> 3, 367
純資産合計	<hr/> 101, 391	<hr/> 106, 475
負債純資産合計	<hr/> 119, 099	<hr/> 128, 640

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	73,998	75,874
その他営業収益	3,479	※1 3,714
営業収益合計	<u>77,477</u>	<u>79,588</u>
営業費用		
支払手数料	30,699	32,917
広告宣伝費	755	711
公告費	3	3
調査費	17,479	17,736
調査費	1,170	1,266
委託調査費	16,282	16,445
図書費	26	23
委託計算費	581	610
営業雑経費	948	881
通信費	139	135
印刷費	309	308
協会費	56	48
諸会費	16	11
その他	427	375
営業費用計	<u>50,469</u>	<u>52,860</u>
一般管理費		
給料	9,818	10,550
役員報酬	314	459
役員賞与引当金繰入額	234	273
給料・手当	6,544	6,791
賞与	147	277
賞与引当金繰入額	2,577	2,747
交際費	56	71
寄付金	24	22
旅費交通費	205	260
租税公課	433	389
不動産賃借料	938	906
退職給付費用	383	388
退職金	155	36
固定資産減価償却費	183	199
福利費	1,097	1,208
諸経費	4,291	4,661
一般管理費計	<u>17,588</u>	<u>18,694</u>
営業利益	<u>9,420</u>	<u>8,033</u>

(単位：百万円)

	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取利息	107	4
受取配当金	※2 9,255	※2 4,946
有価証券評価益	—	※3 1,113
金銭の信託運用益	—	399
時効成立分配金・償還金	1	2
その他	236	50
営業外収益合計	<u>9,601</u>	<u>6,517</u>
営業外費用		
支払利息	407	569
デリバティブ費用	389	3,494
有価証券償還損	6	—
時効成立後支払分配金・償還金	1	1
為替差損	342	165
その他	15	0
営業外費用合計	<u>1,163</u>	<u>4,231</u>
経常利益	<u>17,858</u>	<u>10,319</u>
特別利益		
投資有価証券売却益	427	815
訴訟損失引当金戻入額	※4 4,481	—
特別利益合計	<u>4,909</u>	<u>815</u>
特別損失		
投資有価証券売却損	347	174
固定資産処分損	0	52
損害賠償損失	—	167
特別損失合計	<u>347</u>	<u>394</u>
税引前当期純利益	<u>22,420</u>	<u>10,740</u>
法人税、住民税及び事業税	1,340	2,415
法人税等調整額	3,252	△51
法人税等合計	<u>4,593</u>	<u>2,364</u>
当期純利益	<u>17,826</u>	<u>8,376</u>

(3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剩余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	10,406	10,406	—	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剩余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剩余金		利益剩余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剩余金	利益剩余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剩余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剩余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

[注記事項]
(重要な会計方針)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 50%;">3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額		※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,437 百万円	建物	1,482 百万円
器具備品	879 百万円	器具備品	920 百万円
※ 2 信託資産		※ 2 信託資産	
流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。		流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産)		※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産)	
未収収益	263 百万円	未収収益	248 百万円
(流動負債)		(流動負債)	
未払費用	1,778 百万円	未払費用	1,873 百万円
※ 4 消費税等の取扱い		※ 4 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収入金」に含めて表示しております。		仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	
※ 5 保証債務		※ 5 保証債務	
ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーウェイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーウェイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 448 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。		ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーウェイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーウェイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	

(損益計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
—		※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれております。	
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。		※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
受取配当金	9,241 百万円	受取配当金	4,889 百万円
—		※ 3 有価証券評価益	
		保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上しております。	
※ 4 訴訟損失引当金戻入額		—	
原告との和解が成立したことにより、前事業年度に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した額を計上しております。			

(株主資本等変動計算書関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,471,000	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)217,000株及び2017年度ストックオプション(1)752,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

第64期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 899百万円 1年超 3,425百万円 合計 4,324百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 891百万円 1年超 2,613百万円 合計 3,505百万円

(金融商品関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を開拓していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△246	—	—	△246
通貨関連 (*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることはないと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関する定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 有価証券 その他有価証券 投資信託	—	3,899	—	3,899
資産計	7,785	18,141	—	25,927
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2) 通貨関連 (*3)	△309	—	—	△309
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309 百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367 百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

(有価証券関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

(デリバティブ取引関係)

第64期(2023年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	—	△ 246	△ 246
	合計	10,970	—	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 シンガポール ドル	3,275	—	△ 24	△ 24
	合計	3,275	—	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,132 105 699 5,822 234	— — — — —	△280 0 △34 △1 △10
	合計		12,994	—	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計	15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指標によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
	合計		12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位 : 百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位 : 百万円)

(1) 関連会社に対する投資の金額 5,326	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474

(退職給付関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスマッチング型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,366</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>
 退職給付引当金	 1,424
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,424</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>136</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・アンド・バランス型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 16名	当社及び関係会社の取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,437,000株	普通株式 4,409,000株
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定条件	2018年7月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2018年7月15日から 2026年7月31日まで	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	599,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(2)
付与日	2016年7月15日	2017年4月27日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
 当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

(税効果会計関係)

第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)		第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	918	賞与引当金	975
投資有価証券評価損	97	投資有価証券評価損	8
関係会社株式評価損	52	関係会社株式評価損	52
退職給付引当金	436	退職給付引当金	443
固定資産減価償却費	83	固定資産減価償却費	80
繰延ヘッジ損益	215	繰延ヘッジ損益	510
その他	672	その他	679
繰延税金資産小計	2,478	繰延税金資産小計	2,750
評価性引当金	△52	評価性引当金	△52
繰延税金資産合計	2,425	繰延税金資産合計	2,697
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,028	その他有価証券評価差額金	2,044
その他	948	その他	948
繰延税金負債合計	1,977	繰延税金負債合計	2,992
繰延税金資産の純額	448	繰延税金負債の純額	295
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.9%
その他	0.8%	その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0%

(関連当事者情報)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	資金の貸付 (シンガポールドル貸建) (注1)	-	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注1)	103 (SGD 1,043千)	未収収益	55 (SGD 551千)
							資金の返済 (米国ドル貸建) (注2)	2,019 (USD 16,500千)	関係会社 短期 貸付金	-
							貸付金利息 (米国ドル貸建) (注2)	3 (USD 26千)	未収収益	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	配当の受取	7,795 (USD 58,000千)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました (決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております)。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 34,828 百万円

負債合計 5,655 百万円

純資産合計 29,173 百万円

営業収益 15,864 百万円

税引前当期純利益 4,191 百万円

当期純利益 3,159 百万円

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	資金の返済 (シンガポールドル貸建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	-
							貸付金利息 (シンガポールドル貸建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社 株式の取得 (注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	増資の引受 (注4)	1,828	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
- Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20% の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322 百万円

負債合計 8,314 百万円

純資産合計 33,008 百万円

営業収益 18,682 百万円

税引前当期純利益 6,005 百万円

当期純利益 4,538 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	522 円 22 銭	548 円 41 銭
1 株当たり当期純利益金額	91 円 81 銭	43 円 14 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益（百万円）	17,826	8,376
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	17,826	8,376
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度 ストックオプション (1) 752,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、2017 年度 ストックオプション (1) 346,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額（百万円）	101,391	106,475
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	101,391	106,475
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

<追加型証券投資信託 インデックスファンドT S P>

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（インデックス）をモデルとして運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

インデックス マザーファンド T O P I X 受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

インデックス マザーファンド T O P I X 受益証券に投資を行なうとともに、わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、T O P I X（東証株価指数）配当込みの動きに連動した投資成果を目指します。

投資成果をT O P I X（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、株式（マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。）への投資にあたっては、バーラ日本株式モデルに従い次のポートフォリオ管理を行ないます。

①投資対象銘柄の中から、原則として200銘柄以上に分散投資を行ないます。

②資金の流入入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は時価比率の高い銘柄から順に、売却の場合は時価比率の低い銘柄から順番に行ないます。

③株式の組入比率は、高位を保ちます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 有価証券先物取引等は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、約款第20条の2の範囲で行ないます。

(4) スワップ取引は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、約款第20条の6の範囲で行ないます。

(5) 外貨建資産への投資は行ないません。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保利益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 インデックスファンドT S P 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金131億8,200万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第7項、第38条、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については131億8,200万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、

受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。また、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に2%の率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものを

いいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第34条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第13条 (削除)
(記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削除)
(毀損した場合等の再交付)

第15条 (削除)
(受益証券の再交付の費用)

第16条 (削除)
(投資の対象とする資産の種類)

第16条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条

各号で定める特定資産の種類をいいます。) は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第20条の2および第20条の6に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第16条の3 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(運用の指図範囲)

第17条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I X (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券ならびに次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 短期社債等 (社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。) およびコマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
5. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) のうち投資法人債券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) に類する証券以外のもの
6. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条

第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条の8において同じ。）、第20条の8第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条の2ならびに第17条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条、第20条の2、第20条の5から第20条の7までおよび第23条から第24条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 (削除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第20条の2 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲)

第20条の3 (削除)

(有価証券の保管)

第20条の4 (削除)

(信用取引の指図範囲)

第20条の5 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が

当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第20条の6 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条の7 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。（信託業務の委託等）

第20条の8 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められるこ
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されてい
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混藏寄託)

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当にあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当のための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。（受託者による資金の立替え）

第26条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年2月13日から翌年2月12日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② (削除)

- ③ 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第32条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係

る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権について原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第35条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第36条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第34条の2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第36条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

- 第37条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
 - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。
 - ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下すこととなった場合には、第38条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

- 第37条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないとしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないとしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第43条の2 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第38条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第44条 (削除)

(公告)

第45条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年5月13日以降の取得申込について適用します。

第2条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第3条 (削除)

第4条 (削除)

第5条 (削除)

第6条 変更後の第27条の規定は、第10計算期間の翌期初より適用するものとします。

第7条 変更後の第29条の規定は、平成11年7月1日より適用するものとします。

第8条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

- ② 変更後の第6条第2項の規定は、平成12年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第9条 変更後の第30条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

- ② 変更後の第30条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第10条 第34条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第11条 変更後の第36条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第12条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条および第11条から第16条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1986年2月13日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
受託者 三井住友信託銀行株式会社

